

第12章

スウェーデンにおける国と地方の役割分担

1. スウェーデンの政府構造¹

1.1 地方自治に関する根拠法令

スウェーデンは、立憲君主制を採用する一院制民主国家である。

統一的な憲法典は存在しないが、「統治法典 (Instrument of Government)」「王位継承法 (The Act of Succession)」「出版の自由に関する法律 (The Freedom of the Press Act)」「表現の自由に関する基本法 (The Fundamental Law on Freedom of Expression)」の4つの法律が国の基本法とされている。

(地方自治体の統治法典上の位置づけ)

統治法典第1章第1節 「スウェーデンに存在するすべての政府の権限は、国民によって与えられているものである。良い政府とは、束縛から解放された世論と普通選挙を基盤とする。それは議会制民主主義の中央政府と、地方自治体によって実現される。」

統治法典第1章第7節 「スウェーデンには、県と市が置かれている。県と市の政策決定権は、その公選議会にある。県と市は、その責務を果たすために、課税権を有する。」

(地方自治法 (The Swedish Local Government Act))

現在のスウェーデンの地方自治制度の淵源となっているのは、1862年に制定された地方自治法である。この中では、教会区 (Socken) の事務と地方自治体の担う事務が明確に分離され、公選制の議会設置や課税権が認められた。

1.2 コミューン (市町村) とランスティング (県)

スウェーデンの地方行政は、21のランスティング (Landsting=県、英語表記は County)、290のコミュニティ (Kommun=市町村、英語表記は Municipality) によって担われている。コミュニティは、概ね日本の市町村に該当する基礎的自治体であり、その所管する事務の

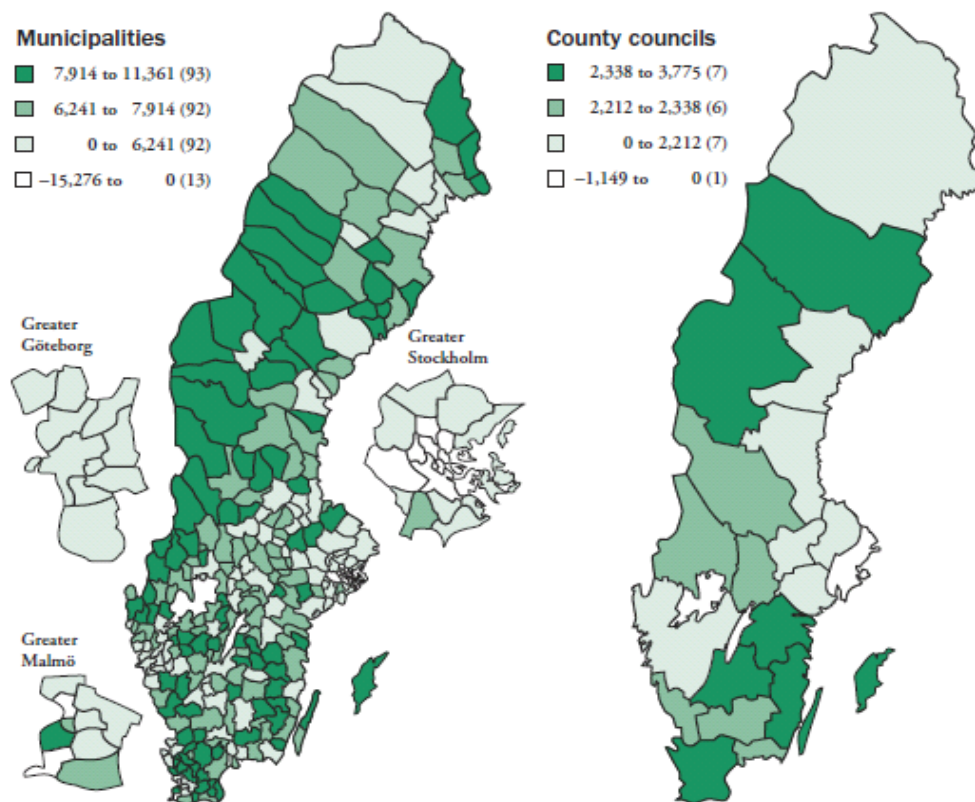
¹ アグネ・グスタフソン著・自治体国際化協会訳 (2004) 『スウェーデンの地方自治』、衆議院『衆議院 EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団報告書』(2004) を参考にした。

範囲は多岐に渉る。(Kommun は日本の市町村に相当するが、1970年代に市町村の区別は無くなった。) ランスティングは地域的に複数のコミューンを含むより広域的な自治体であり、所管する事務はコミューンに比べて種類が少ない。コミューンとランスティングは、それぞれ所管する地域の広さと人口規模によって行政事務を分担している対等な関係の地方自治体であって、ランスティング(以下、「県」と表記)はコミューン(以下、「市町村」と表記)の上位団体ではない。

2000年1月より前は、このほかにスウェーデン国教会の教区及び管区(教区よりも広い区域を所管する)が住民登録などの事務を行う一種の地方自治体の位置づけにあったが、2000年1月より、国教会と世俗事務が完全に分離されたため、これらは地方自治体としての位置づけを失った。

市町村数は、1862年時点では約2,500団体が存在した。その後、産業構造の変化に伴う都市部への人口移動等により、自治体行政を機能させる財政基盤を確保するために合併が進められ、1960年代には1,000を切り、1970年代半ばまでに、ほぼ現在の数に落ち着いた。それでも、市町村の平均人口は約3万人(中央値は1万5千人)程度である。

図表 12-1 市町村と県の人口規模と地域区分



Source: Statistics Sweden.

(出所) Ministry of Finance and Swedish Association of Local Authorities and Regions (2005) “Local Government financial equalization in Sweden” Figure 3 より抜粋

県については、設置当初から国の地方支分局であるレーン府（次節「1.3」にて後述）の境界と合わせて境界線が設定されており、平均人口は約 45 万人（中央値は約 27 万人）である。

地方自治体が行う事務は、一般権限事業と特別法事業（地方自治法第 2 章）である。地方自治法により地方自治体に認められた一般権限に基づく事務（住宅供給、道路インフラ整備、交通、通信、上下水道、レジャー、文化等）と、特別法に定められた個別事業（県では医療・歯科治療、市では学校教育・ケアサービス・建築等）とに分かれる。

県の所掌事務は、主として医療であり、歳出の約 9 割を占める。市町村の所掌事務は、教育と福祉をメインに、雇用、インフラ整備、文化などである。

国は、社会の発展とナショナルミニマムの保障を担当する。議会と内閣が地方自治体の事業について法的経済的な枠組みを設定し、各分野での目標、指針を示す。県と市町村はそれに沿って一般権限と特別法に基づき事業を実施する。

地方自治体協会（SALAR）の担当者の発言

- ・ 小規模市町村では、自らの財政力で独自にサービスの提供・運営が実施できない場合、他の近隣市町村と提携してサービスを提供する場合がある。その他、他の市町村からサービスを購入する場合もある。この点についても国が指導するものではなく、市町村相互の協議を通じて実施が決定されている。なお、財政力に乏しい市町村では合併を通じてサービス提供、質を確保しようとする動きがある。

1.3 レーン（国の地方支分局）

国の事務を地方レベルで所掌する地方支分局として、レーン（län：英語表記は County Administrative Board）が存在する。レーンの地理的範囲は県と同じであり、全国で計 21 存在する。

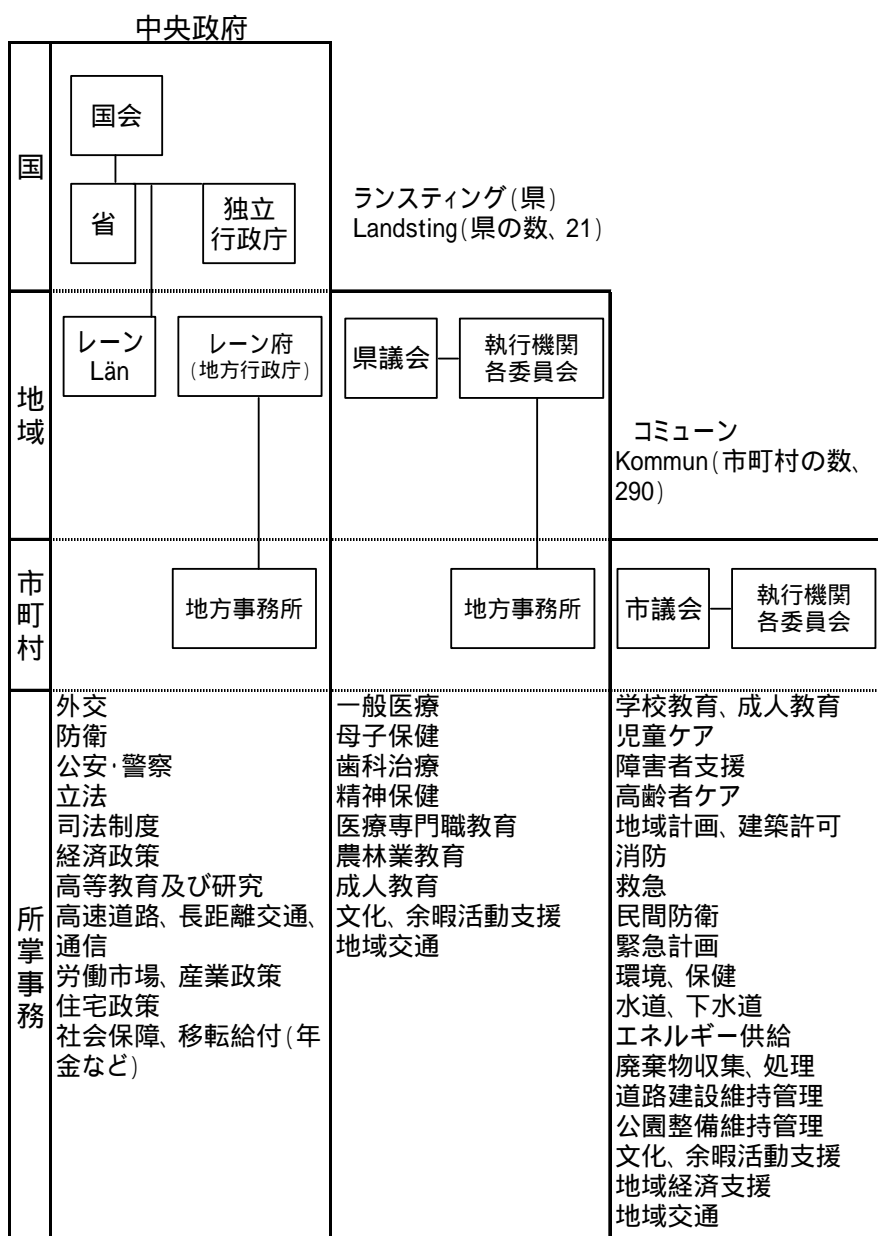
レーン府はその区域内において国の事務を行うとともに、レーン内における国、コミュニティ及びランスタイングの活動を、包括的な環境政策及び地域政策上の目的に従って調整するという責務を負っている。レーン府は、6 年の任期で内閣によって任命されるレーン府長官（landshövding）が議長となり、そのほかにランスタイングにより 3 年の任期で選出される 14 人の委員によって構成されている委員会組織である。通常、レーン府長官に任命されるのは、大臣等の高名な政治家、高級官僚などである。

レーン府は以下の事柄について、域内の地方自治体及び民間会社などの監督の責任を負っている。

- ・ 交通安全（タクシー、バス、貨物輸送など）
- ・ 農業及び牧畜業、食品衛生に関する法規
- ・ 動物保護
- ・ 自然環境の保護

- ・ 住宅政策
- ・ 狩猟及び漁労
- ・ 遺跡の保全
- ・ 各種のケアサービス
- ・ トナカイ飼育及びハイランド地域の管理（特定地域のみ）

図表 12-2 スウェーデンにおける国・県・市町村の所掌事務



(出所) 藤井威 (2003) 『スウェーデンスペシャルⅢ』P10 図1 とアグネ・グスタフソン著・自治体国際化協会訳 (2004) 『スウェーデンの地方自治』図表 1-5 を合体させて作成

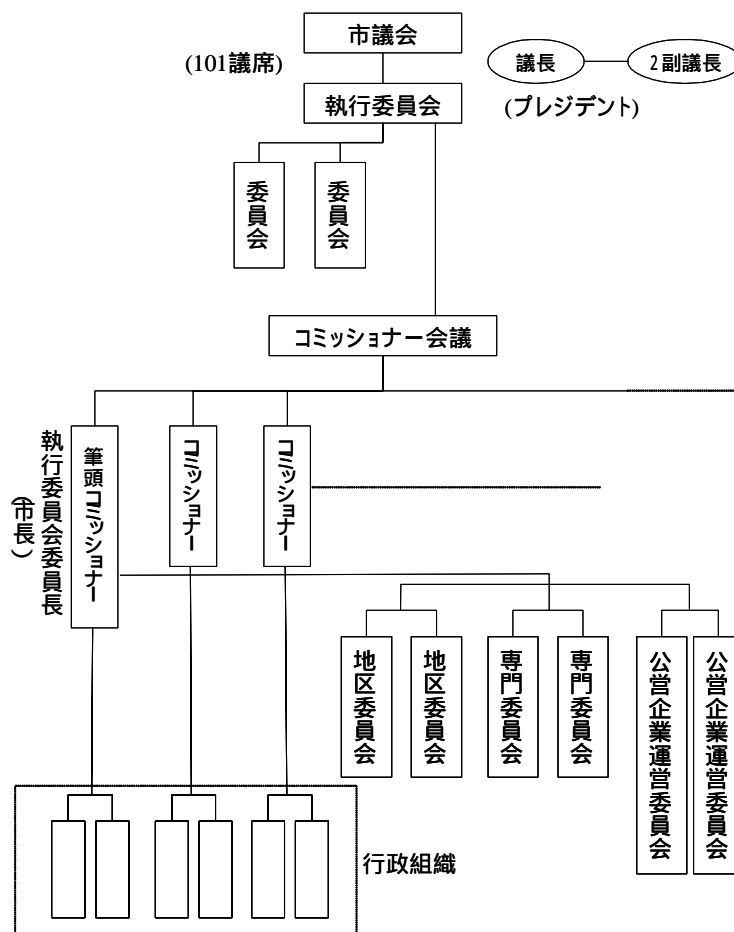
また、レーン府は国の地方事務所という性質から、運転免許証や各種の許可、認可（タクシーの営業許可、薬品取り扱い許可など）の事務を行っている。

以上より、国、県、市町村の所掌事務の区分を整理すると、図表 12-2 の通りとなる。

1.4 地方自治体の組織構造

市町村および、県とも最高議決機関は地方議会である。市町村議会（Council）の議員は、国政選挙と同日に、比例代表制によって実施される選挙で選ばれる。任期は4年である。議会の下には、執行委員会（Executive Board）や選挙管理委員会（Election Committee）が設置され、また、外部には監査人（Auditors）が置かれる。

図表 12-3 市町村組織の例（ストックホルム市）



(出所) 藤井威 (2003) 『スウェーデンスペシャル』 P24 より

執行委員会や選挙管理委員会以外には、行政任務の遂行のため、行政分野または機能別に各種委員会が設置されている。どのような委員会を設置するかは、市町村の決定に委ねられている。この委員会の指導の下、行政組織（市町村役所）が所掌事務を遂行していく。

なお、ストックホルム市などの大都市の場合、市域を細分化した地区委員会が置かれている場合もある。

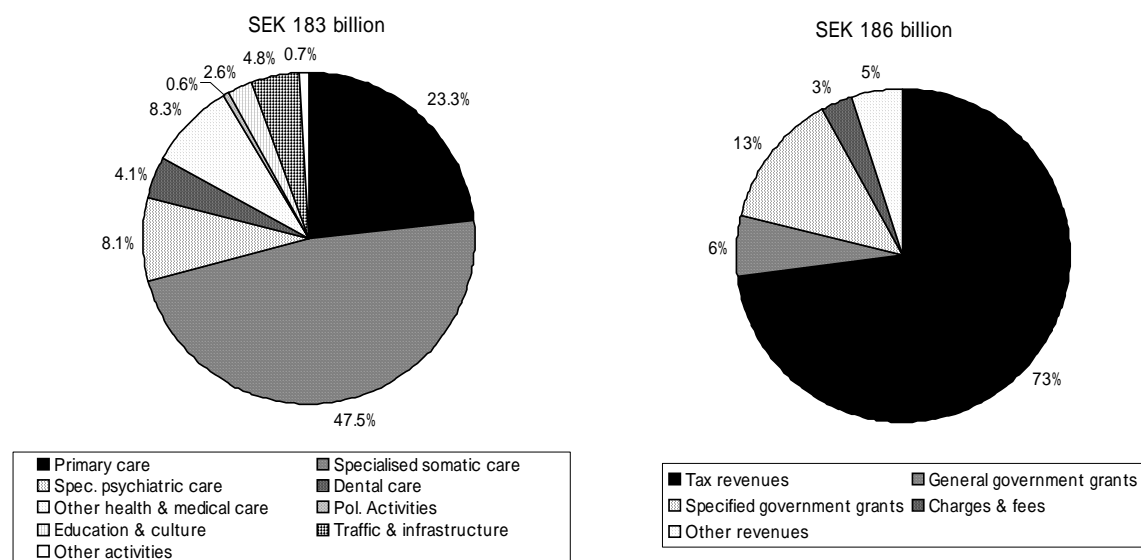
2. 地方の財政制度

2.1 地方財政の現状

（県の歳出・歳入）

県の歳出は、県の所掌事務を反映し、医療関係が約 91.3%（歯科治療の 4.1%を含む）を占める。これらの歳出を賄うための歳入は地方税収が 73%、国からの一般補助金が 6%、特定補助金が 13%、料金及び諸収入が 3%等となっている。

図表 12-4 県の歳出・歳入内訳（2003 年度）



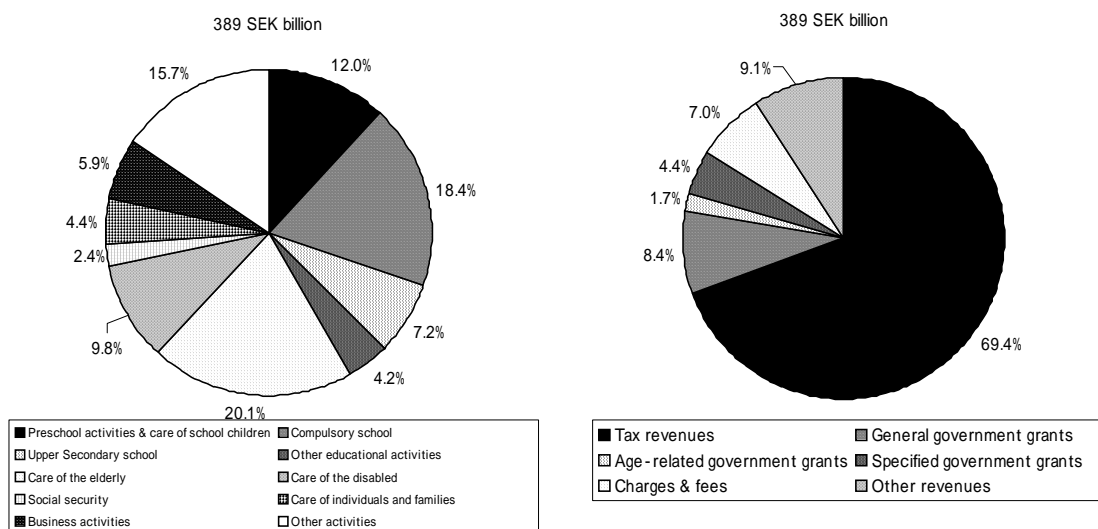
Source: Statistics Sweden

（出所） Swedish Association of Local Authorities and Regions（2005）“The Economy Report – May 2005”より

(市町村の歳出・歳入)

同様に、市町村の歳出は、市町村の所掌事務を反映し、教育関連費用が 41.8%、福祉関連費用が 36.7% を占めている。これらの歳出を賄うための歳入は、地方税収が 69.4%、国からの一般補助金が 8.4%、特定補助金が 4.4%、料金及び諸収入が 7.0% となっている。

図表 12-5 市町村の歳出・歳入内訳 (2003 年度)



(出所) Swedish Association of Local Authorities and Regions (2005) “The Economy Report – May 2005” より

県・市町村の最大歳入項目である地方税は、すべて個人所得税である。地方自治体は法人や固定資産には課税していない。

なお、国税としての個人所得税は、課税所得額が一定水準 (2005 年度の場合は SEK 298,600) を超えた場合にのみかかり、累進税率を採用している。また、利子・配当・キャピタルゲインからの損益は資本所得として合算され、個人所得税とは別に課税される。

図表 12-6 国・県・市町村の歳入内訳 (2000 年度決算)

	国		県		市町村	
	SEK億	構成比 (%)	SEK億	構成比 (%)	SEK億	構成比 (%)
税収入	4,469	56	1,078	68	2,260	61
所得課税	1,275	(16)	1,078		2,260	
個人	503		1,078		2,260	
法人等	772					
資産課税	383	(5)				
財・サービス課税	2,655	(33)				
その他	156	(2)				
社会保険料	2,259	28				
国庫交付金補助金			320	20	615	17
その他	1,272	16	200	12	821	22
合計	8,000	100	1,598	100	3,696	100
(GDP対比)	(38.4%)		(7.7%)		(17.7%)	

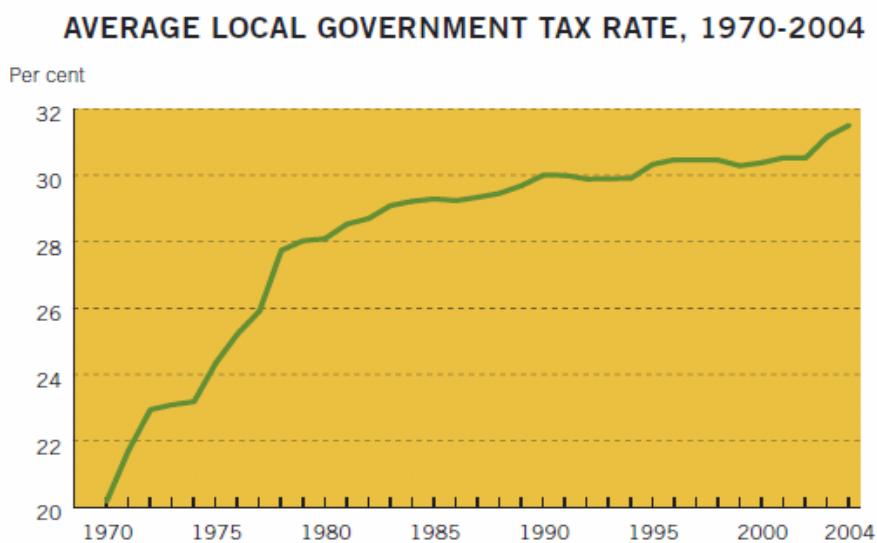
(出所) 藤井威 (2003) 『スウェーデンスペシャル』 P51 より

2.2 地方税率の推移

地方自治体の課税権は憲法に相当する統治法典第1章第6条で保障されている。

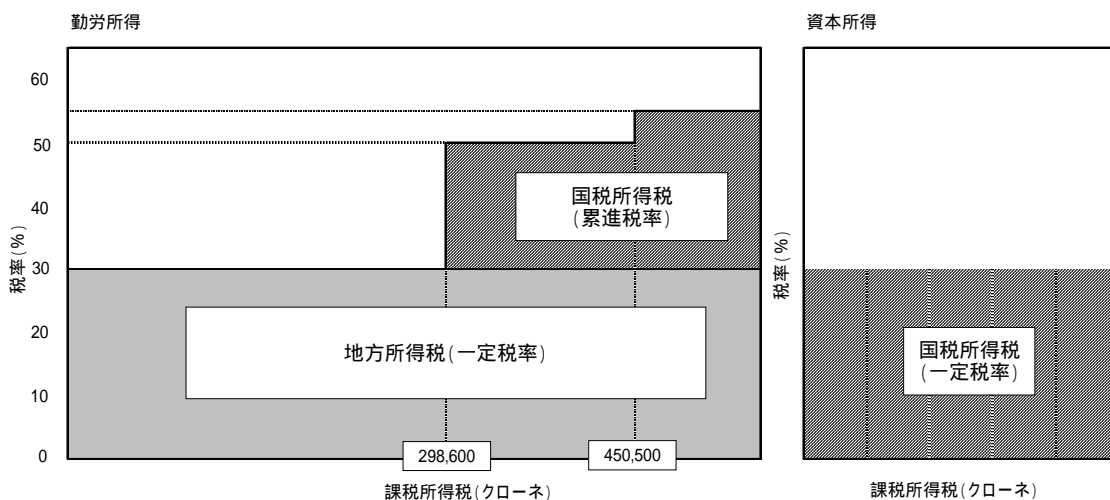
地方税率は、1970年代に大幅に上昇し、1980年代以降も上昇傾向は続いている。2004年度は、市町村の税率は平均で20.80%、県の税率は平均で10.71%、地方税率は合計で平均31.51%である。最高は34.04%（Dals-ed Municipality）、最低は28.90%（Kävlinge Municipality）となっている。

図表 12-7 県と市町村を合わせた平均地方税率（=平均地方所得税率）の推移



（出所） Ministry of Finance（2005）“Local Government in Sweden” P15 より抜粋

図表 12-8 スウェーデンにおける国と地方の所得税制



（出所） 財務省財務総合政策研究所「地方財政システムの国際比較報告書」（2002）をもとに加筆修正

財務省の担当者の発言

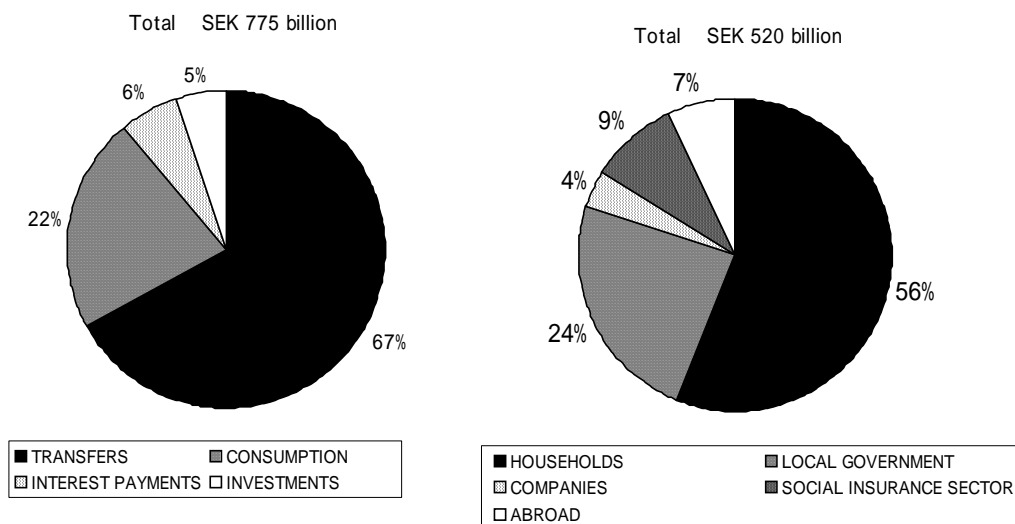
・ 固定資産税はかつて地方の税源の 1 つであったが、1991 年に地方税から国税に移管されている。地方税源が減らされた、という意味合いはあるが、当時から財源としての割合は大きくなく、国税になったとしても地方税源の視点から「後退」を意味するものではない。

2.3 政府間財政調整の仕組み

中央政府の歳出は、約 67%が財政移転となっており、うち、地方自治体への移転は 24%を占める。

なお、財政移転先として最大の 56%を占める家計への移転の大部分は、年金、児童手当、傷病手当などである。

図表 12-9 中央政府の歳出（左図）と財政移転先（右図）の内訳（2004 年度）



（出所）The Swedish National Financial Management Authority（2005），“Central Government, taxes and Social Security”より

2.3.1 平衡交付金（一般補助金）

平衡交付金制度の背景にある基本的な考え方は、課税標準や住民の年齢構成、地理的条件等の相違にかかわらず、すべての地方自治体が、住民に対して、同じ料金で同じ水準のサービスを提供することを可能にすることである²。

2004 年度までの制度では、住民一人当たりの課税所得額が全国平均値を超過している地方自治体から拠出された賦課金を原資にして、住民一人当たりの課税所得額が全国平均値を下回る地方自治体に対して、水平的に財政調整が行われていた。また、歳出に

² The Swedish Institute, “Local Government in Sweden”, March 2005 より。

についても同様に、構造的要因によって、住民一人当たりの標準歳出額が全国平均値を下回る地方自治体から拠出された賦課金を原資にして、住民一人当たりの標準歳出額が全国平均値を超過する地方自治体に対して水平的に財政調整が行われていた。

2005 年度における改正では、国の財源保障役割が大きくなっているが、引き続き、歳入面での財政調整と歳出面での財政調整の両面が考慮された制度となっている。

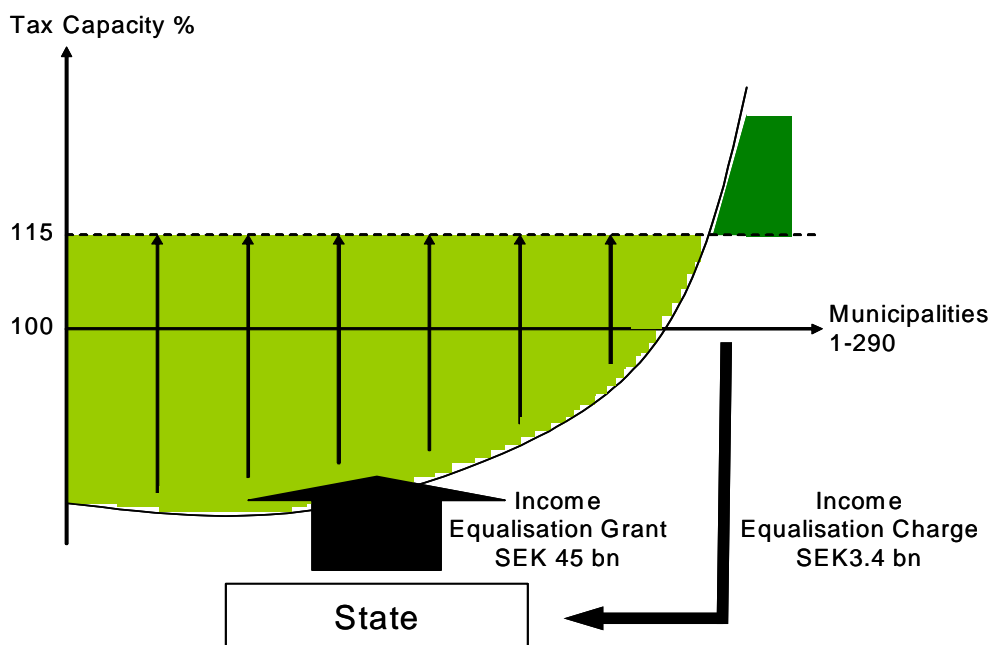
（歳入平衡交付金）

住民一人当たりの課税所得額が、「全国平均値×115%」を超過している市町村³から拠出された「歳入平衡賦課金（Income Equalization Charge）」は、国税から拠出される一般補助金の原資とともに一体化され、まとめて「歳入平衡交付金（Income Equalization Grant）」として基準未満の地方自治体に交付されている。

「平衡交付金」の算定が、県、市町村、それぞれの基準に基づき、別々に算定されている点は、従前と変わり無い。

この「平衡交付金」の算定は大別すると次の2つの段階がある。すなわち、 税収が多い地方自治体の基準超過分を算定するプロセス、 これらの地方自治体からの拠出額、及び国税から拠出される一般補助金を合算した「歳入平衡交付金」の総額をもとに、各地方自治体への配分額を決定するプロセス、である。

図表 12-10 歳入平衡交付金の仕組み



（出所） Swedish Association of Local Authorities and Regions（2005），“Local Government Financial Equalization in Sweden”より

³ 県の場合、この水準は、平均値×110%となっている。

については、地方自治体の一人当たり課税所得額基準として全国平均の 115%が設定され、これを超過する地方自治体から賦課金が拠出される仕組みになっている。かつては全国平均値の 100%の基準であったが、2005 年の改正において 115%に改正された。すなわち、全国平均値を大幅に超過している裕福な地方自治体のみから拠出を求める、という仕組みに変更された。

についても、原則、全国平均値×115%との差額分が交付される。この新しい算定方法は、財務省の他、地方自治体も参加して作成されたもので、政府、地方自治体の双方が合意しているものである。

算定式は、財務省が所掌し、実際の算定は財務省傘下の中央統計局が実施している。なお、算定した額がそのまま地方自治体に拠出されるのではなく、拠出額の決定は議会が行っている。議会は増額、減額のどちらも判断する。議会側は確固たる根拠により増減を決定している訳ではない。増減はあくまでも政治的に決定されているのが現実である。

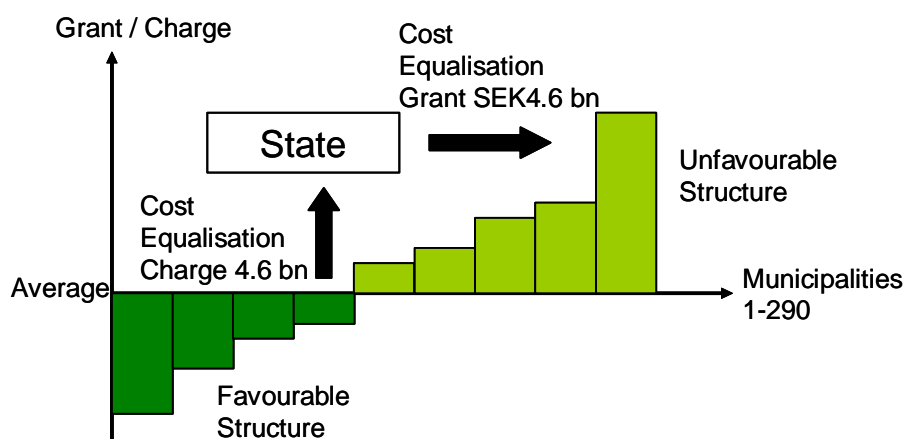
(歳出平衡交付金)

一方、歳出面での財政調整は、従来の考え方がほぼ踏襲されている。

住民一人当たりの標準歳出額が全国平均値を下回る地方自治体から拠出された「歳出平衡賦課金 (Cost Equalization Charge)」を原資にして、住民一人当たりの標準歳出額が全国平均値を超過する地方自治体に対して、国を経由して「歳出平衡交付金 (Cost Equalization Grant)」が交付される。

歳入平衡交付金の場合と異なり、歳出平衡交付金は、原理上、賦課金額と交付金は等しくなる。

図表 12-11 歳出平衡交付金の仕組み



(出所) Swedish Association of Local Authorities and Regions (2005) , “Local Government Financial Equalization in Sweden” より

以上の歳入平衡交付金、歳出平衡交付金の仕組みにより、2005年度の平衡交付金は、次の通り計算される。

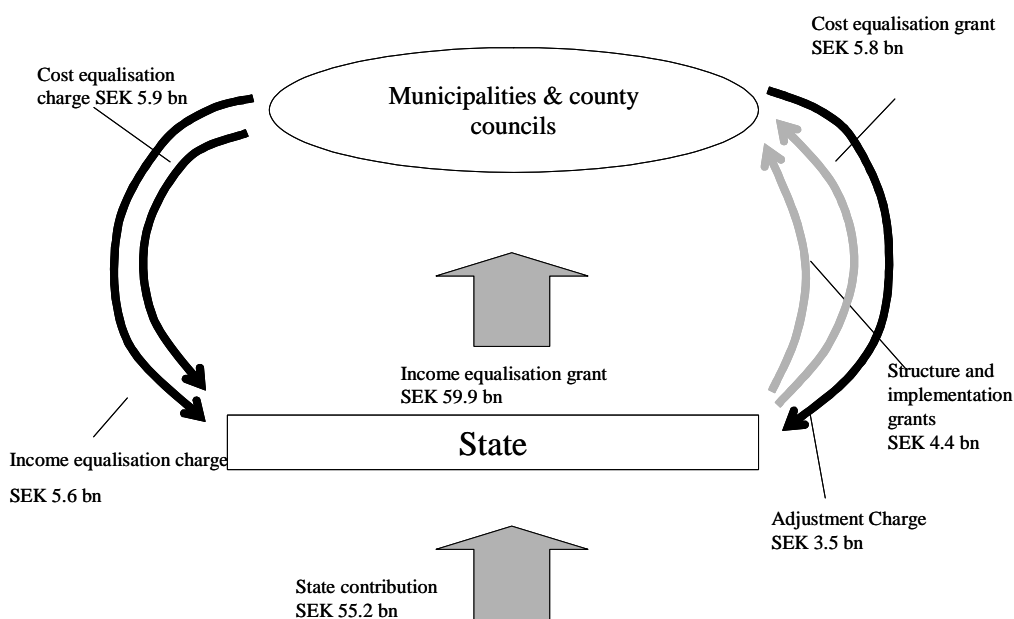
県と市町村を合算した地方自治体からの歳入平衡交付金拠出額 SEK56 億、歳出平衡交付金拠出額 SEK59 億、さらに調整費用 (Adjustment Charge) として SEK35 億の合計 SEK149 億を地方自治体から国に拠出する。一方、国は、国からの拠出額 SEK552 億を加え歳入平衡交付金として SEK599 億、歳出平衡交付金として SEK58 億、これに北部の僻地等に交付する「構造補助金 (Structural Grant)」SEK22 億、地方自治体の合併等の時に一時的に要する「過渡的補助金 (Transitional Grant)」SEK22 億を地方自治体への平衡交付金として交付する。

図表 12-12 市町村・県別平衡交付金の内訳 (2005 年度、SEK bill)

	Municipalities	County councils	Total
Income equalisation grant	45.0	14.9	59.9
Income equalisation charge	-3.4	-2.2	-5.6
Cost equalisation grant	4.6	1.2	5.8
Cost equalisation charge	-4.6	-1.2	-5.9
Structural grant	1.5	0.7	2.2
Transitional grant	1.5	0.6	2.2
Total	44.6	14.1	58.7
Adjustment charge	-2.0	-1.5	-3.5
Total	42.6	12.6	55.2

(出所) Swedish Association of Local Authorities and Regions (2005), “Local Government Financial Equalization in Sweden” より

図表 12-13 平衡交付金の仕組み



(出所) Swedish Association of Local Authorities and Regions (2005), “Local Government Financial Equalization in Sweden” より

しかし、この平衡交付金制度は、ストックホルム市など、常に平衡化賦課金を拠出す側に回る地方自治体からは、この制度は「ロビンフッド税」と呼ばれ、評判が悪い。

ストックホルム市の担当者の発言

- ・ 仮に地方自治体の努力によって税収を高めても、大半はロビンフッド税として拠出しなければならないので、市の収入に結びつかない。ロビンフッド税の意義、役割は理解しているが、実際には税収向上努力や、勤労意欲、経済成長を阻害している。
- ・ 大都市であるストックホルム市と国は常に緊張関係にある。政府が社民党で、市は保守党であることも、制度をめぐる対立の一因となっている。

2.3.2 特定補助金

スウェーデンでは、国からの補助金は、かつては、特定補助金を中心であったが、1993年に補助金改革が行われ、以来、一般補助金を中心となっている。これは、たとえば北部の過疎地も南部の大都市部も同一基準による画一的な財政調整では、地方自治体の置かれた経済的環境や自然的環境にうまく対応しきれない、とする地方自治体からの要望に沿った改革であった。その結果、現在では、国からの補助金は、約75%が一般補助金となっており、特定補助金の占める割合は、かなり小さい。

特定補助金は、基本的には、地方自治体からの申請を基に国が決定する仕組みであり、地方自治体の大小、エリアに関わらず、特定テーマに関する施策、事業を実施することを前提に交付される。多くは、政治的、政策的に実施・導入されるものである。補助率は補助金の種類によって異なり、全額交付もあれば、部分交付もある。特定補助金については、地方自治体は、使途の明細を国に報告しなければならない。

財務省の担当者の発言

- ・ 特定補助金から一般補助金化への改革抵抗したのは、主として教育文化省と社会省である。いずれも地方自治体がサービス提供を所管する政策の担当省である。この改革において、財務省は両省と地方自治体との間に立ち、調整する役割を果たした。「特定補助金」が残ったのは、主として両省の意向を踏まえてのものである。

ストックホルムレーン府の担当者の発言

- ・ 特定補助金は地方自治体の政策方針や活動を国が誘導、規制するなど、統制的な意味合いのものではなく、財政規模の小さい地方自治体を救済するとの意図のものではない。
- ・ 特定補助金と地方自治体の予算との関係は良く分らない。地方自治体によって対応が異なるのではないか。即ち、「予算編成の段階から特定補助金を予算計上する」「当該年度の交付決定を受けて、補正予算として計上する」のいずれかの対応と考えられるが、それは分らない。

3. 地方の財政責任

3.1 地方自治体の財政規律

地方自治法第8章に規定されるとおり、地方自治体は、歳入が歳出を上回るように予算を編成しなければならない。予算は単年度単位で作成され、複式簿記に基づき、損益計算書とともに貸借対照表を作成しなければならない。

1991年の地方自治法改正、1993年の補助金改革等により、地方自治体の財政面での裁量は拡大している。

借金は、資本投資についてのみ認められており、地方債を発行することも、市中の金融機関から調達することも可能であり、外国で債券を発行することもできる。借金は、地方自治体の裁量で行うことが基本で、それに対する国からの指導や財政支援は無い。

なお、経常支出を賄うために、資産を売却したり、借金をすることは禁じられている。

仮に、ある年の歳出が歳入を上回る場合、歳出の削減や増税（憲法に相当する「統治法典」でも、地方自治体に課税権が認められている）などの手段によって、次の3年以内で財政を均衡させなければならない。当該年度も含めた3年間の財政計画を作成しなければならない。

地方自治体の財政規律を監視する役割を担うのは、あくまでも、地方自治体の監査人や地方議会である。

地方政府（県＋市町村）の債務残高は、対GDP比10%程度にとどまっている。

【財政均衡の原則（関連部分）】

（地方自治法第8章第4条より一部抜粋）

・・・ The Budget shall be drawn up such a way that income exceeds expenditure.

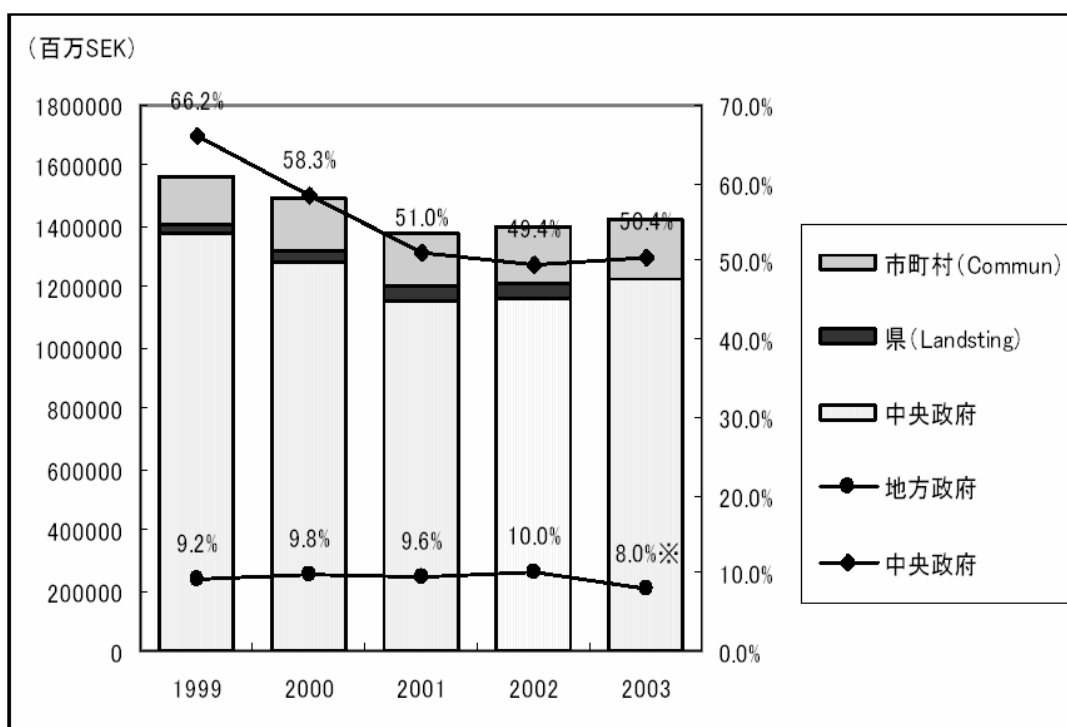
（地方自治法第8章第5条より一部抜粋）

・・・ If expenditure for a particular financial year exceeds income, the deficit shall be adjusted and the net equity as entered in the balance sheet restored during the three succeeding years.

地方自治体協会の担当者の発言

- ・ 基本的には、「地方自治体の財政が悪化しても誰も助けてくれない」、というのが基本的な認識である。また、財政が悪化した状況で地方税の率を高めたとしても、国からの補助金そのものは変わらない。
- ・ 税率を高めるのは特定政策を実施する際には許容されるが、特定政策を実施するような場合には、国から特定補助金が交付されることが通例である。よって、税率を過度に高めることは地方自治体にとって政策の失敗を市民に伝えることを意味している。選挙の投票率は80%近くに達するので、増税が広く市民に理解・納得が得られない場合、次期選挙で当選できないことになる。
- ・ ハーニング市では、かつて住宅公社の経営危機問題を機に、市が財政危機に陥ったことがあった。その際に、国が特定補助金を例外的に活用介入して財政支援を行った。ただし、これは法的根拠に基づく支援ではない。

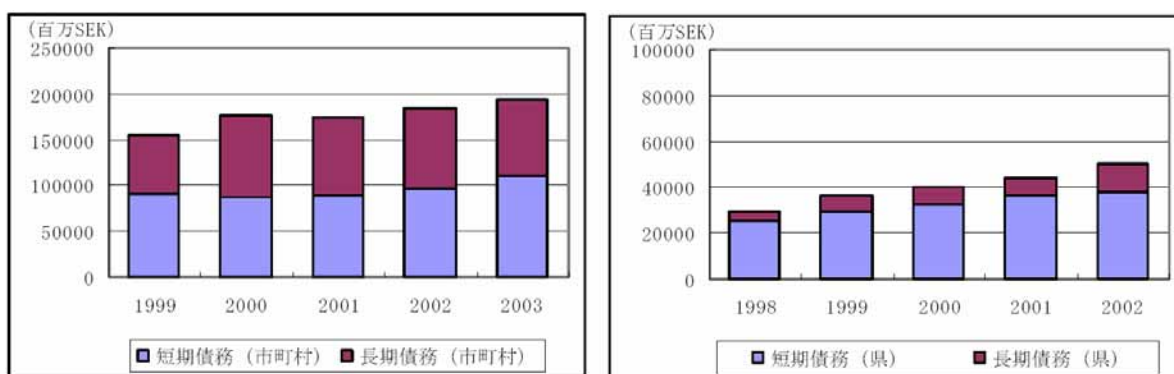
図表 12-14 スウェーデン政府のセクター別債務残高と対 GDP 比



(注) 2003 年は、県を含んでいない。

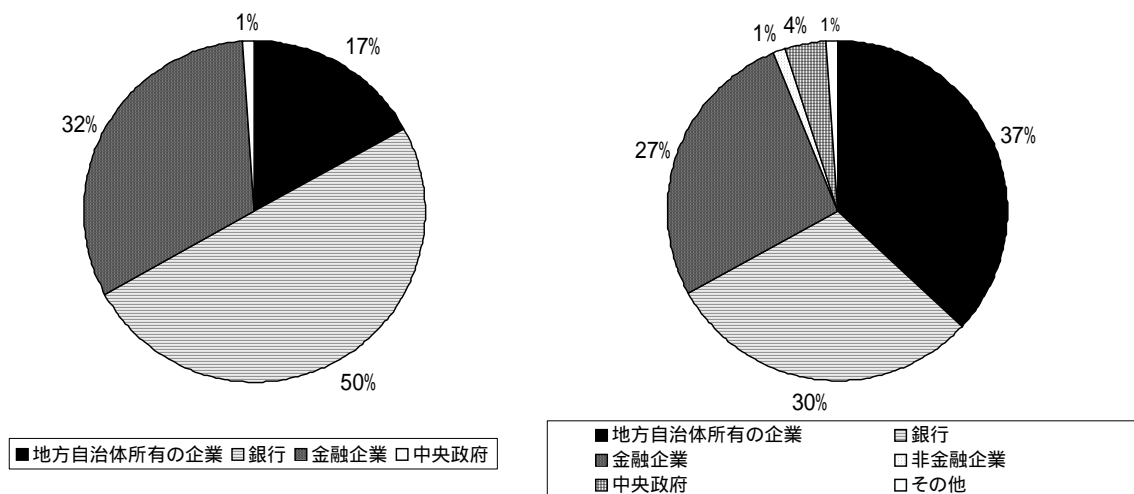
(出所) 土居丈朗・林伴子・鈴木信幸『地方債と地方財政規律』内閣府経済社会総合研究所 ESRI Discussion Paper Series No.155、2005 年 9 月より

図表 12-15 市町村 (左図) と県 (右図) の債務残高



(出所) 土居丈朗・林伴子・鈴木信幸『地方債と地方財政規律』内閣府経済社会総合研究所 ESRI Discussion Paper Series No.155、2005 年 9 月より

図表 12-16 長期債務（左図）と短期債務（右図）の借入先



(出所) 土居丈朗・林伴子・鈴木信幸『地方債と地方財政規律』内閣府経済社会総合研究所 ESRI Discussion Paper Series No.155、2005年9月

3.2 スウェーデン地方金融公社（コムンインベスト）⁴

地方自治体への融資を専門に行う金融機関としては、地方金融公社（コムンインベスト）がある。

3.2.1 組織概要

コムンインベストの設立の目的は、地方自治体および関連公共機関への資金調達である。融資先は、地方自治体および関連公共機関に限定されている。業務内容は、資金調達、融資、有価証券取引、金融コンサルティング等である。地方自治体職員向けの財務管理に関する講習会、セミナー等も主催している。

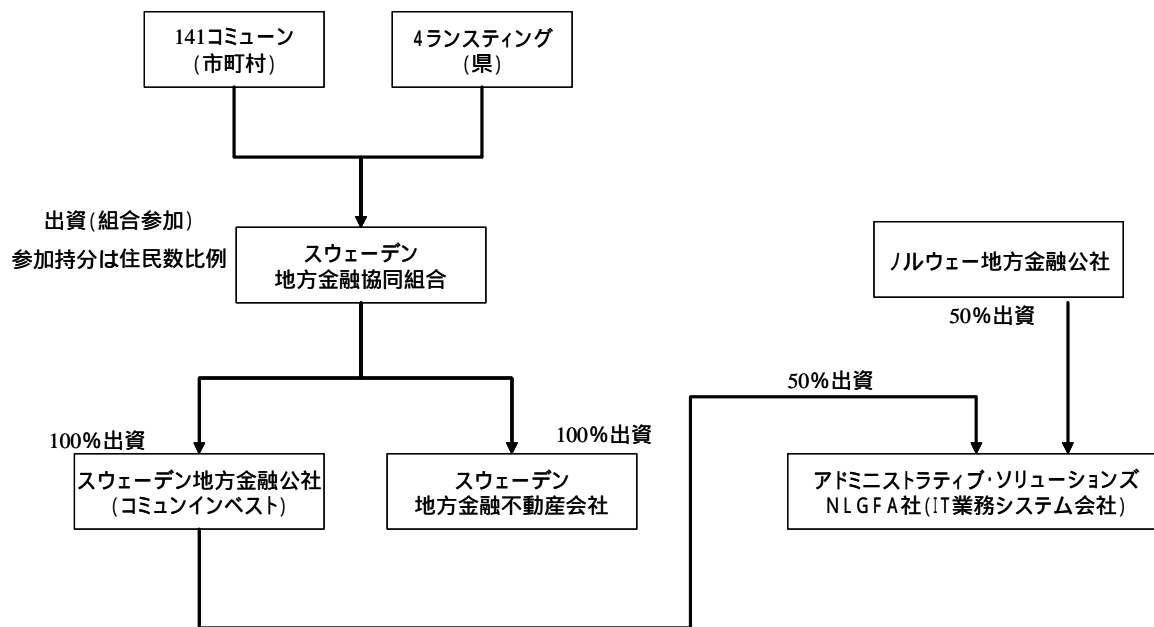
コムンインベストは、1986年8月、オレブロ県が県及び県内の市町村の財政問題を解決するために創設した地方自治体共同出資の金融公社である「Kommuninvest I Orebro lan AB」が母体となっている。1993年2月にオレブロ県以外のスウェーデンの地方自治体（県、市町村）の参加が可能となるよう財務省により定款変更が承認され、同年3月に名称を現在のコムンインベスト（スウェーデン地方金融公社）に変更した。

組織形態は株式会社である。株主は、同公社のサービスを受ける地方自治体の共同出資により1993年に設立されたスウェーデン地方金融協同組合（コムンインベストコーポラティブソサエティ）の単独となっている。協同組合には、スウェーデンの地方自

⁴ スウェーデン地方金融公社の説明は、土居丈朗・林伴子・鈴木信幸『地方債と地方財政規律』内閣府経済社会総合研究所 ESRI Discussion Paper Series No.155、2005年9月 より要約。

治体のうち、2002年現在、141の市町村および4つの県が参画しており、その加盟数は増えつづけている。

図表 12-17 地方金融公社の出資関係



(出所) 土居丈朗・林伴子・鈴木信幸『地方債と地方財政規律』内閣府経済社会総合研究所 ESRI Discussion Paper Series No.155、2005年9月より

協同組合の組合員は、コムインベストによるすべての債務をカバーするため連帯して無制限の保証状を締結している。この連帯保証の引受にあたっては、各地方自治体は債務に関連する保証割合をそれぞれ付与され、あらゆる請求が適正に配分される方法を規定する取り決めについての契約締結も行っている（一般的な包括契約関係ではない）。

3.2.2 資金調達と融資

コムインベストの資金調達は、借入れ全体の51%が欧州の資本市場でまかなわれ、26%強が日本の市場でまかなわれている（2003年）。スウェーデンおよび北欧の資本市場での資金調達は23%を占める。

融資残高は2003年現在約5億ユーロにのぼり、一貫して増加している。融資先は、市町村・県が57%、市町村住宅公社が38%となっている。

貸し出し条件として、公社はSTIBOR（ストックホルム銀行間貸し出し手金利）+0%以下で長期貸付を行うことができる条件に基づいて債券発行を行っている。地方自治体への融資条件は、他の民間金融機関と比較して5年もので10~40bp程度安くなっている（2000年）。これは、支店をもたないこと、従業員が少なく事務経費が安くおさえら

れていること、スウェーデンの地方自治体が財政調整制度等により高い信用力を得ているため有利な資金調達が可能となること、などが大きな要因となっている。

地方自治体は、変動金利での融資、または、固定金利であれば短期融資を 선호する。近年融資需要が増大しているが、融資（供給量）や新規会員の加盟は協同組合の理事会の決定に依っている。

コムインベストは、資金調達を促進するため、ムーディーズインベスターズサービスから信用格付けを付与されており、外貨建て及び SEK 建て長期債務の格付けは、2002 年 4 月以降最高格付けである Aaa となっている。⁵

これはスウェーデン王国と同等の最高格付けであるが、その主な理由として、地方自治体の憲法上の課税権限、安定した財政状況、財政調整制度の存在、等があげられている。

国からの財政統制

地方自治体協会（SALAR）の担当者の発言

- ・ 地方自治体のサービス提供の内容、水準などについては、省庁やエージェンシーが監視・チェックする仕組みになっている。改善命令などを通じて是正が行われる仕組みであるが、サービス提供主体である地方自治体に対して細かく指示するようなことは基本的にはない。
- ・ また、執行において人的な統制を通じて国が地方に対して影響を与えるようなことも無い。国は監視と評価が役割である。

社会庁の担当者の発言

- ・ 国から地方自治体に対して出向するなどの人的な統制は無い。国としての役割は、チェックである。地方自治体はかつてより福祉、教育におけるサービス提供主体であり、「地方自治体自らの力でサービスを提供できる」という強い自負を有している。
- ・ 「一般補助金」は、高齢者数、児童数、過疎化の状況などを基に算定・交付されるもので、その用途を特定しない一般財源として地方自治体に交付される。この「一般補助金」について、地方自治体はその用途の明細を「特定補助金」のように報告する義務は無いものの、国の地方事務局が地方自治体の提供するサービスの内容、質をチェックしており、それを通じて統制を図っている、とも言える。

教育文化省の担当者の発言

- ・ 国から地方自治体に対して出向するなどの人的な統制は無い。国としての役割は、チェックである。

ストックホルムレーン府の担当者の発言

- ・ 特定補助金は、地方自治体の大小、エリアに関わらず、特定テーマに関する施策、事業を実施することを前提に交付される。これは、財政規模の小さい地方自治体を救済するとの意図のものではない。

財務省の担当者の発言

- ・ 地方自治体は健全財政を維持する原則が求められている。財務省として地方自治体の財政をチェック、ないしは監査する特別の機能を有していない。
- ・ 地方自治体が行う起債や民間金融市場を通じて行う資金調達について財務省として特別の規制を行っていない。基本的には地方自治体の責任で行うものである。チェックは、各地方自治体の監査を通じて行われるものである。

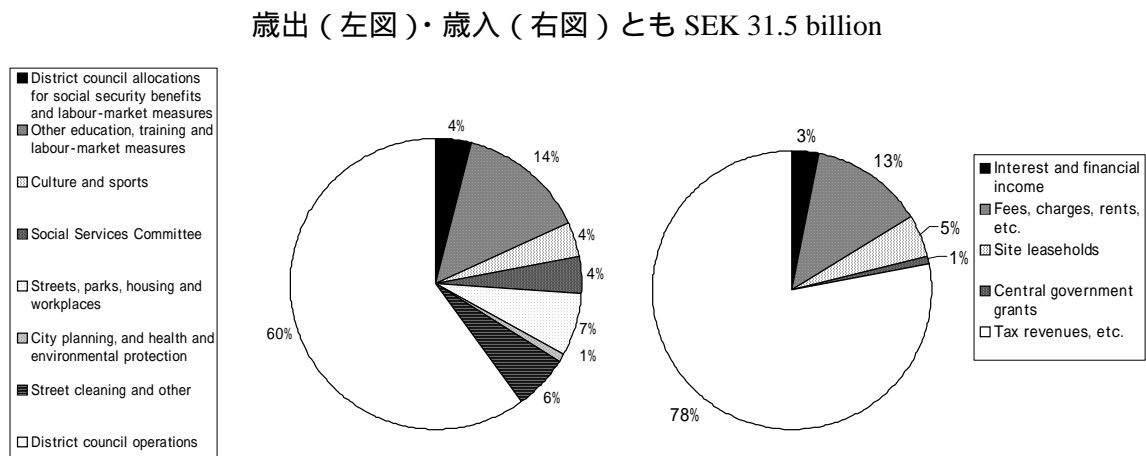
⁵ ムーディーズ社の格付けでは、ストックホルム市は Aa1、自動車メーカーのサーブ社は A1 である。

3.3 ストックホルム市の財政運営⁶

ストックホルム市は、18のカウンシル(区)、15の専門委員会(Specialist Committee)、公社によって構成されている。区の歳出は歳出全体の65%を占めている。また、公社は利用料金の収入を基本に独立採算が義務付けられており、不動産、学校資産を管理している。なお、実態としては区と専門委員会の業務の間には一部に重複するものもある。

市が行う業務の大半は法に基づくものである。救急医療、消防、文化振興、交通、不動産管理、環境、福祉、教育などである。なお、自主的に任意に実施しているのは予算全体の2%（主として、レクリエーション活動など）である。財源の内の78%は所得税である。保育料、介護料などの利用者料金収入は、約10%、その他、各種の配当金も市の財源である。

図表 12-18 ストックホルム市の財政規模（2004年度）



(出所) City of Stockholm, “Annual Report 2004”より

マネジメントスタイル

予算の大半を占める区の歳出は、1998年より予算枠として各区に配分される仕組みである。配分は、児童数、高齢者数などの行政需要を算定する基となる算式により算定されている。かつては個々の事業毎に予算が配当されていたが、現在のように枠として配分されるようになり、歳出の変更について政治的な承認を経る手間が省かれ効率的に執行できる仕組みになっている。

より現場に近いところで意思決定、及びそれに対応して責任を負うこと、すなわち分権的なシステムが必要であるとの判断により、このような制度を導入した。導入に際してはコンサルタントを活用して、諸外国の制度の研究を行った。(コンサルタントは、

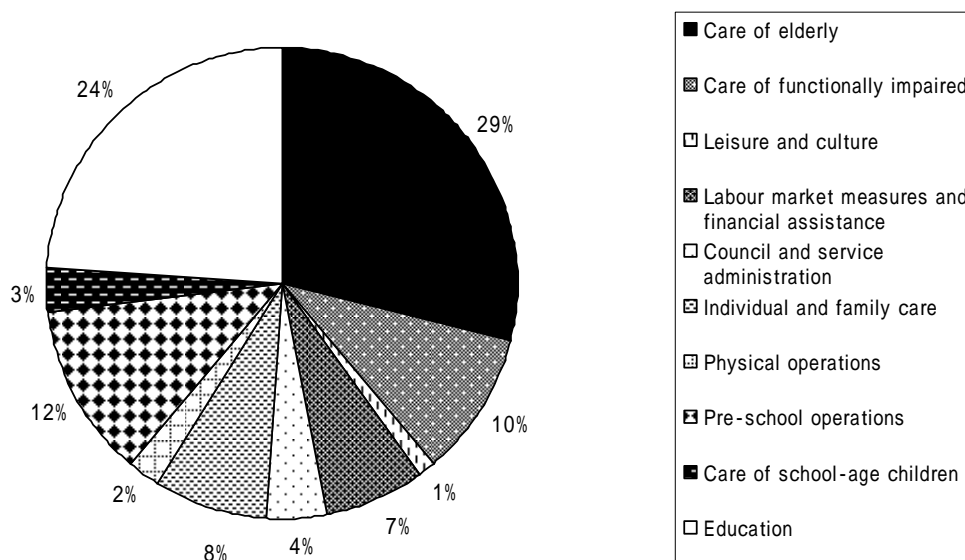
⁶ データ以外は、主としてストックホルム市へのインタビューに基づいてまとめた。

Mr. Per Molander 氏 (http://www.mapsec.se/per_molander.htm)

区の単位でも委員会が設置されており、議会から区に代表を送る仕組みになっている。そのため、区は議会に対して直接の説明責任を負う義務を有している。この枠配分予算では、配分の前提としてアウトカム目標が設定される仕組みになっており、目標設定を前提に議会が予算を承認する形式になっている。

市の政策は、長期（10-15年）の指針である Future Plan、中期計画（3-5年）である Strategy for Development、年次の予算で構成されている。また、フォローとして月次、四半期ごとに報告書が作成されている。

図表 12-19 区における歳出構成（2004年度）



（出所）City of Stockholm, “Annual Report 2004”より

② 予算の策定・執行

予算案は9月に作成する。基本的には歳入に応じて歳出額を決定している。国の一般補助金の額が決定しない段階での予算編成になるので、慎重に行っている。

特別補助金は、一般予算の枠外で補正的に計上するが多い。EU関係の予算がその典型である。そのため、市からの拠出金として準備金を別に一般予算において計上している。

予算執行は、区に配分された予算枠内での執行が求められており、基本的には歳出が超過することはない。災害が生じた場合などは例外である。しかし、そのようなことは極稀である。

なお、財源が乏しい場合、基本的には歳出見直しが行われる。税率を上げるかどうかは議会の判断による。

③借金に対する考え方

市が借金を行うのは資本投資を行う場合に限定されている。起債を行うのか、市中銀行から借り入れを行うのか、特に法律の定めは無い。また、借入額の制限も無い。しかし、借金は必要限度の範囲で行うことが基本である。

資本投資の際に起債をするのか、銀行から借入れを行うのかは、市の資本調達部門が一括して判断している。市は基本的に倒産しないので、最も金利が有利な条件を引き出すよう、競争させて契約を行っている。

また、余剰資金の運用について特別の規則は無いが、元本を割る可能性のある債権には投資はしないことになっている。

4.主要歳出分野における国・県・地方政府の役割分担の現状

本節では、スウェーデンの主要歳出分野における国と地方（県・市）の役割分担の内容を整理する。

分析対象分野

社会保険、医療

- ・ 4.1.1 公的年金、4.1.2 医療、4.1.3 労災保険、4.1.4 失業保険、4.1.5 家族・育児手当

公的補助、社会福祉

- ・ 2.1 公的扶助、4.2.2 高齢者福祉、4.2.3 障害者福祉

義務教育

- ・ 4.3 初等、中等教育

分析の視点

根拠法令： 実施根拠となっている法令の名称（英語名称）

実施主体： サービスの実施主体

内容： サービスの内容、特徴

財源： サービスの財源負担の内容、割合（確認できるものは数値にて表示）

4.1 社会保険制度

（概要）

スウェーデンでは⁷、他国が社会保障と定義している制度も社会保険制度として包括的に捉えている。児童手当のように保険料の拠出を要件とせず、租税によって給付され

⁷（概要）については、厚生労働省委託調査『スウェーデンにおける公的扶助制度に関する調査報告書』2003年より引用。

るものも社会保険に含まれる。

スウェーデンの社会保険は強制加入を原則とする国民保険となっている。16歳以上のスウェーデン人およびスウェーデンに1年以上居住する外国人が被保険者となる。スウェーデン人は出生時に受ける11桁の個人番号が社会保険の登録番号となり、自動的に社会保険に加入する仕組みとなっている。また外国人もスウェーデンにおける滞在が1年を超えるか、その予定の者は、税務署で住民登録し、個人番号を受けとることによって、社会保険に加入することになる。なお失業保険の2階部分のみ任意保険となっており、労働組合ごとに組織化され、失業保険への加入は労働組合への加入と同時に進行される。スウェーデンでは社会保険庁が扱う給付制度を社会保険と呼んでいるため、労働市場庁の管轄に置かれている失業保険は社会保険に分類されない。

図表 12-20 スウェーデンの社会保険 / 社会手当制度の構成

対象者のカテゴリー	居住に基づく給付	就労に基づく給付
家族・児童向け所得保障	児童手当 住宅手当（子供のある家族、および若年者向け） 介護手当（障害児）	両親保険 養育費立替払制度 養育費立替払制度 児童年金
疾病・障害における所得保障	障害年金受給者住宅補足 障害手当 扶助手当 その他給付	労災給付 疾病保険 障害・障害一時年金 年金 自動車手当
高齢者の所得保障など	年金者向け住宅手当 部分年金 その他給付 訓練給付	老齢年金 遺族年金

(資料)U F J 総合研究所作成

(出所)厚生労働省委託調査『スウェーデンにおける公的扶助制度に関する調査報告書』2003年、P45より

スウェーデンの社会保険制度は、家族、児童に対する所得保障、疾病、障害に対する所得保障、高齢者に対する所得保障に分かれている。また社会保険庁によると、スウェーデンの社会保険制度として位置づけられている給付は50種類を超えるという。そして、これらは「居住に基づく給付」と「就業に基づく給付」の2種類に分類することができる。

すなわち「居住に基づく給付」は1年以上継続的にスウェーデンに滞在することによって受給の権利が発生する給付であり、たとえば児童手当、住宅手当などがある。一方「就業に基づく給付」は、収入にもとづいて給付額が決定されるため、原則的には就業が要件となる保険であり、老齢年金、疾病保険、両親保険などが該当する。老齢年金以外の本人の拠出が必要な保険はなく、その他はすべて雇用主の拠出（自営業の場合は事

業主の拠出) および国税から成り立っている。

図表 12-21 スウェーデンの社会保険制度収支 (2002 年)

(SEK百万)

給付名	収入				支出			
	保険料	国庫負担	その他	計	給付費	事務費	計	
傷病手当	86,020	15,920	-	101,940	98,734	3,206	101,940	
薬剤給付等	-	2,147	-	2,147	1,969	178	2,147	
障害手当	-	1,277	-	1,277	1,177	100	1,277	
労災手当	13,620	168	-	13,788	7,273	369	7,642	
自動車補助	-	249	-	249	212	37	249	
介助者手当	-	7,630	2,241	9,871	9,767	104	9,871	
老齢年金	AP基金	160,553	-	-84,542	76,011	151,562	2,081	153,643
	国庫	11,898	-	-	11,898	9,665	100	9,765
	積立年金制度	20,403	-	-	20,403	1	526	527
遺族年金	16,743	26	-	16,769	14,421	70	14,491	
住宅費補助(BTP)	-	10,786	11	10,797	10,514	283	10,797	
部分年金	0	186	-	186	182	4	186	
両親保険	21,634	131	-	21,765	19,630	799	20,429	
児童手当	-	21,127	-	21,127	21,018	109	21,127	
住宅手当	-	4,082	-	4,082	3,717	365	4,082	
障害児介護手当	-	2,242	-	2,242	2,110	132	2,242	
養育費補助	-	2,747	1,956	4,703	4,298	405	4,703	
児童養育期間中の年金権	-	3,669	-	3,669	3,669	-	3,669	
その他の給付	11,107	383	101	11,591	11,327	264	11,591	
その他の事務費	-	746	-	746	-	746	746	
総計	341,978	73,516	-80,233	335,261	371,246	9,878	381,124	

資料出所 スウェーデン社会保険庁 “Socialförsäkringsboken 2003”

(出所) 厚生労働省『2003～2004年 海外情勢白書』より

図表 12-22 スウェーデンの社会保険料率

(%)

	2001～02		2003		2004	
	使用者	被用者	使用者	被用者	使用者	被用者
医療保険料	8.80		11.08		11.08	
両親保険料	2.20		2.20		2.20	
老齢年金保険料	10.21	7.00	10.21	7.00	10.21	7.00
遺族年金保険料	1.70		1.70		1.70	
労働市場保険料	5.84		3.70		3.70	
労働災害保険料	1.38		0.68		0.68	
小計	30.13		29.57		29.57	
一般賃金税	2.69		3.25		3.13	
合計	32.82	7.00	32.82	7.00	32.70	7.00

(注) 自営業者については異なる保険料率が適用されている。

(出所) 厚生労働省『2003～2004年 海外情勢白書』より

4.1.1 公的年金⁸

(根拠法令)

現在のスウェーデンにおける公的年金の根拠法は 1962 年に制定された国民保険法 (National Insurance Act)、1998 年制定の所得比例年金法 (Act on Earning-related old Age Pension)、保証年金法 (Guaranteed Pension Act) である⁹。

現在の年金制度は、1999 年に大きく改革が行われたものである。なお、新制度への移行には、旧付加年金制度から 20 年かけて段階的に行うことと成っている。

(内容)

旧制度

改正前の年金制度は、給付内容を設定し、給付に必要な費用を、現役世代の保険料負担と一定の積立金運用収入によって賄うことを基本とする「確定給付の修正賦課方式」を採用していた。しかし、この方式は、高齢化の進展による給付増を賄うためには、将来的に保険料率を引き上げていくことが必要となり、経済成長の低下における所得の伸びの鈍化により、保険料率の増加が免れない。給付額が保険料収入の伸びを超えて増加する中で収支が逆転した後は、国庫による補填額が急速に拡大し、1997 年には基礎年金給付費の約 4 割が国庫負担で賄われるに至った。

新制度

1999 年の抜本的な改革では、次の特徴を持つ年金制度になった。

- ① 賦課方式で運営される所得比例年金 (Income-Related Pension)、積立方式で運営される積立年金 (Compulsory Premium pension) と低・無年金者に対する税財源による最低保証年金 (Guaranteed Pension)¹⁰とを組み合わせた体系に再編された。
- ② 現役時に拠出した保険料の額をもとに、賃金上昇率を「みなし運用利回り」として計算上の年金原資を計算し、これを平均余命で割って、年金額を求める「概念上の拠出建て (Notional Defined Contribution System)」が採用された。
- ③ 保険料率を固定して、その範囲内で給付を行うこととし、それでも少子化等の社会経済の変動に応じて年金財政が債務超過に陥った場合に、政治的決定を待たずに調

⁸ 以下の資料を参照した。Ministry of Health and Social Affairs / National Social Insurance Board, “The Swedish National Pension System” <http://www.regeringen.se/content/1/c4/05/07/aa589a7c.pdf>

Swedish Institute (Jan 2004), “Social Insurance in Sweden-Fact Sheet on Sweden” <http://www.sweden.se/>

厚生労働省「スウェーデンの年金制度の概要」(2005 年 7 月)。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/pdf/shogaikoku-sweden.pdf>

厚生労働省『2003～2004 年 海外情勢白書』

財務省財政制度等審議会財政制度分科会財政構造改革部会中間報告(2001.6.8)資料。

<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryou/zaiseia130608j.pdf>

⁹ 1913 年には、既に一般国民年金法が成立していた。

¹⁰ 最低保証年金の給付水準は、生活保護の基準となる所得の概ね 75% 程度。これは、旧制度における基礎年金額 (補足給付を含む) とほぼ同じである。

整が行えるよう、給付が自動的に調整される「自動的収支メカニズム（Automatic Balance Mechanism）」が導入された¹¹。

- ④ 国庫負担と保険料との明確な機能分担を図り、年金制度本体については国庫負担を廃止して保険原理を徹底し、その一方で、低所得者に対して補足的に給付する最低保証年金制度を全額国庫負担により賄うこととした¹²。
- ⑤ 障害年金や遺族年金は、収めた保険料総額に応じて年金を決定する考え方になじまないため、老齢年金制度から分離され、障害年金については医療保険制度の一部に編入し、遺族年金は、独立した制度に再編された¹³。

保険料率

保険料率は、被用者 17.21%（本人：7.0%¹⁴、事業主 10.21%）、自営業者：17.21%。保険料控除後所得に対する割合は、将来にわたり 18.5%で固定。（うち 16%が賦課方式部分、2.5%が積み立て方式部分）

なお、育児休暇時期、軍隊従事時期、奨学金給付学生時、障害年金等受給時など、実際の所得が無い場合は、国が保険料を負担する。

受給の要件

スウェーデン国内に居住又は就労している者。ただし、一定の所得があることが要件である。支給開始年齢は、原則 65 歳からで、70 歳までの繰り下げが可能である。所得比例年金については、61 歳以降に受給者自らが選択可能であり、一方の最低保証年金については、65 歳からとなっている。

所得比例年金についての最低加入期間はないが、最低保証年金の受給には、スウェーデンでの 3 年以上の居住が必要であり、満額支給となるためには、15～64 歳までの間に 40 年以上居住する必要がある。

スウェーデンにおける現在の年金受給者数（2003 年）は、老齢年金 163 万人、寡婦年金 38 万人である。

¹¹毎年度、バランスシートが債務超過に陥っていないかどうかをチェックし、給付が予定よりも増加する、あるいは、保険料収入が予定よりも不足する結果、年金財政が長期的に債務超過にあると見込まれる場合には、資産・負債が均衡するまで、年金給付額のスライド率をさらに抑制する。

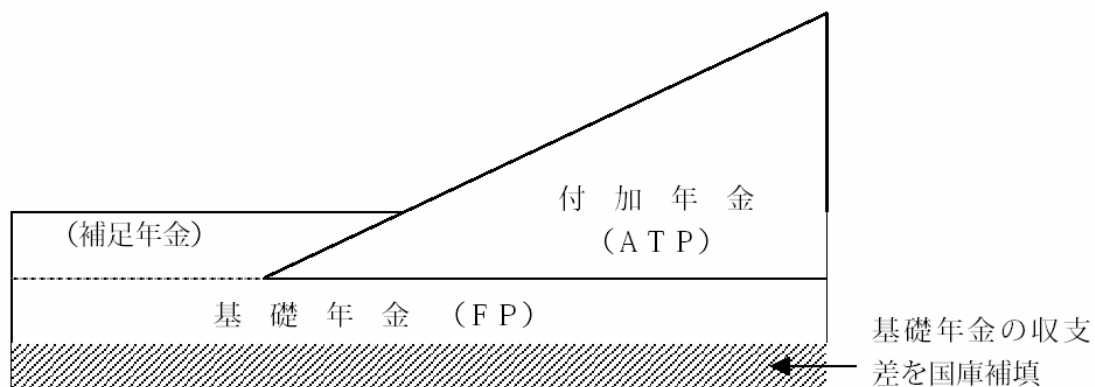
¹² スウェーデン財務省によれば、最低保証年金に対する国庫負担総額は、これを含めた年金給付総額の約 15%と見込まれている。（財務省財政制度等審議会財政制度分科会財政構造改革部会中間報告(2001.6.8)資料より）

¹³ 遺族年金は、2003 年 1 月から改正が実施され、有期（10 か月）の生活転換年金及び延長生活転換年金（同居している 18 歳未満の子がいる場合）、寡婦年金（1990 年に廃止されたが経過的に支給）、遺児年金などの種類がある。障害年金（活動年金及び傷病年金）についても 2003 年 1 月に改正が実施された。改正後の活動年金は 19～29 歳の者を対象とする有期給付（3 年以内）、傷病年金は 30 歳以上を対象とする無期又は有期の給付である。いずれも医療的理由によって 1 年以上にわたり 4 分の 1 以上就業能力を喪失した場合に支給される。

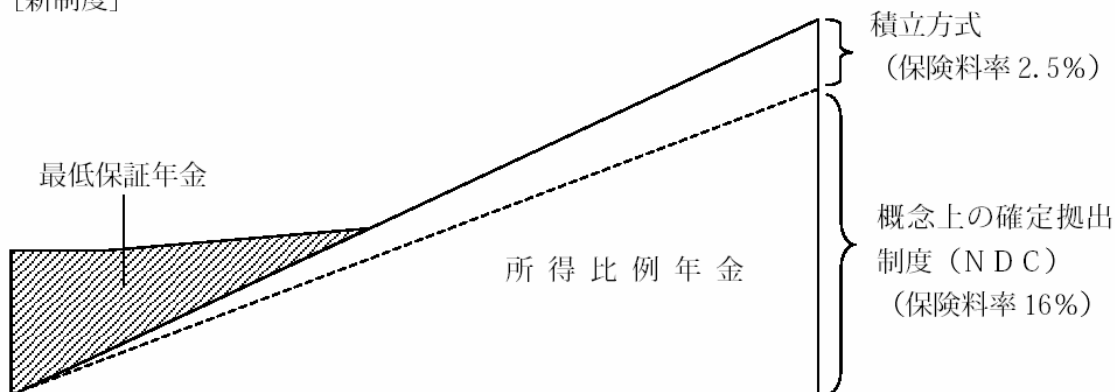
¹⁴ 「所得基準額」（income base amount）の 8.07 倍を超える分には保険料を課されない。


図表 12-23 スウェーデンの公的年金制度

[旧制度]



[新制度]



 : 国庫負担

(出所) 財務省財政制度等審議会財政制度分科会財政構造改革部会中間報告(2001.6.8)資料より
<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryou/zaiseia130608j.pdf>

図表 12-24 公的年金の拠出および給付の概要

財源	<p>(保険料率) 被用者：17.21% (本人：7.0% 事業主：10.21%) 自営業者：17.21% ※ 保険料控除後所得に対する割合は 18.5%。16%を賦課方式部分、2.5%を積立方式部分に充当。</p> <p>(保険料算定の対象となる所得) 下限 物価基準額の 42.3% = 17,800 クロネ (約 258,100 円) 上限 所得基準額の 8.07 倍 = 341,300 クロネ (約 4,948,850 円) 注：上限は 2000 年までは物価基準額の 8.07 倍</p> <p>(国庫負担) 保証年金部分は全額国庫負担。所得比例部分は国庫負担なし。 ※ 物価基準額 = 39,300 クロネ (約 569,850 円) ※ 所得基準額 = 42,300 クロネ (約 613,350 円)</p>
支給要件	<p>(支給開始年齢) 原則 65 歳 (70 歳まで繰り下げ可能) { 所得比例年金：61 歳以降で受給者自らが選択可能 } { 保証年金：65 歳 } (最低加入期間) 所得比例年金なし 保証年金居住 3 年 (40 年加入で満額)</p>
給付	<p>(年金額算定式) < 所得比例年金 > ① 賦課方式部分 (概念上の拠出建て) (個人納付保険料総額 + みなし運用益) / 除数 ※ みなし運用益：名目所得上昇率を基本とし、受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料を同年齢の被保険者に分配し、管理費を差し引いたもの。 ※ 除数：退職時の平均余命を基本として、さらに、将来における実質所得の上昇を考慮したもの。直近では 15.4 の見通し。 ② 積立方式部分 (通常の拠出建て) (個人納付保険料総額 + 運用益) を保険数的に計算したもの ※ この場合の運用益は実際の運用利回りに受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料からの分配を加え、管理費を差し引いたもの。</p> <p>< 保証年金 > (単身者) (所得比例年金の年金額が物価基準額の 1.26 倍未満の場合) $(物価基準額 \times 2.13 倍 - 所得比例年金額) \times 居住年数 / 40$ (所得比例年金の年金額が物価基準額の 1.26 倍以上、3.07 倍未満の場合) $\{ 物価基準額 \times 0.87 - (所得比例年金額 - 物価基準額 \times 1.26) \times 0.48 \}$ $\times 居住年数 / 40$ (所得比例年金の年金額が物価基準額の 3.07 倍以上の場合) 保証年金は支給されない。 (夫婦) (所得比例年金の年金額が物価基準額の 1.14 倍未満の場合) $(物価基準額 \times 1.90 倍 - 所得比例年金額) \times 居住年数 / 40$ (所得比例年金の年金額が物価基準額の 1.14 倍以上、2.72 倍未満の場合) $\{ 物価基準額 \times 0.76 - (所得比例年金額 - 物価基準額 \times 1.14) \times 0.48 \}$ $\times 居住年数 / 40$ (所得比例年金の年金額が物価基準額の 2.72 倍以上の場合) 保証年金は支給されない。</p>

(出所) 厚生労働省「スウェーデンの年金制度の概要」(2005 年 7 月) より抜粋
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/pdf/shogaikoku-sweden.pdf>

補足 1：概念上の確定拠出の意味

- すでに確定給付の賦課方式を採用している場合、完全積立方式へ移行しようとする、積立不足分をどのように償却するかという問題があり、一気に償却すると、現役世代が自己の保険料とあわせてその償却の負担を負う、いわゆる「二重の負担」の問題が生ずることとなる。
- このため、スウェーデンにおいては、保険料率 18.5%のうち、完全な積立方式への移行は一部分（2.5%部分）にとどめ、残余の部分（16.0%部分）は、積立金を保有しつつ給付財源を現役世代に求めるという点で、依然として修正賦課方式の形をとりつつ、以下のように、給付額の決まり方は拠出建てとする「概念上の確定拠出（NDC：Notional Defined Contribution）制度」を採用することにより、二重の負担の問題を回避しながら、確定拠出制度のメリットを活かす工夫をしている。
- 「概念上の確定拠出（NDC）制度」においては、給付額は以下のように決定される。
 - (i) 毎年、被保険者が納付した保険料を「仮想上の運用利回り」で運用した額を、各被保険者の年金口座に記録し、年金権として積み上げる。
 - (ii) 各人は、最終的に積みあがった年金権の総額を、平均余命を基本として、これに仮想上の実質賃金上昇率（1.6%）を先取りして一定額を積み増すように調整された「除数」で割った額を、毎年、年金として受け取る。
 - (iii) 受給開始後は、物価上昇率を基本として、実際の実質賃金上昇率と(ii)の仮想上の実質賃金上昇率（1.6%）の差異を調整した、「経済調整スライド」が行われる。
- この結果、概念上の確定拠出（NDC）制度においては、人口構成が一定であれば、基本的に給付総額と保険料総額がともに名目賃金上昇率で伸びることとなり、経済の低迷や平均余命の伸長のリスクを給付額の減少により吸収することとなるため、旧制度のように給付額の増加を保険料の引上げ等によって対応しなければならない可能性が大きく低下することとなった。

(出所) 財務省財政制度等審議会財政制度分科会財政構造改革部会中間報告(2001.6.8)資料より
<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryou/zaiseia130608j.pdf>

補足 2：自動的収支均衡メカニズムの概要

均衡数値の決定

- 毎年度、以下のような年金制度の長期的な資産と負債のバランスを示す数値（均衡数値）をチェックする。
$$\text{年金資産} = (\text{保険料資産} + \text{積立金残高}) / \text{年金負債}$$

(注) 年金負債は、「(i)待機者（年金受給前の被保険者）の年金権の総額」と、「(ii)受給者が受け取っている年金額に平均余命の和を乗じたもの」の総和（いわゆる過去期間債務）として計算され、保険料資産は、当該年度の保険料総額に 33 年を乗じたものとして計算される。（33 年は現在の受給者の平均年齢（76 歳）と待機者の平均年齢（43 歳）の差である。）すなわち、均衡数値は、世代交代が一回転する期間における年金給付総額と保険料総額の比率を示し、これが 1 を超える場合には資産超過、1 を下回る場合には債務超過となる。（なお、現在価値化（実質化）しないのは、分子分母ともに一人当たり賃金上昇率で伸びるためであると考えられる。）

債務超過になった場合の対応

- 均衡数値が 1 を下回る場合（債務超過の場合）、その年から自動財政均衡メカニズムが発動され、均衡数値が 1 に回復するまで、仮想上の運用利回り及び年金額のスライド率の制限（本来のスライド率×均衡数値）が行われる。

(出所) 財務省財政制度等審議会財政制度分科会財政構造改革部会中間報告(2001.6.8)資料より
<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryou/zaiseia130608j.pdf>

図表 12-25 スウェーデンにおける年金の概要

Basic pension/guaranteed minimum pension	Everyone resident in the country for at least 3 years
Length of residence to obtain full basic pension	40 years
Employment pension	Employees and selfemployed people having worked for at least 3 years
Supplementary pensions	Public collective agreements
	Private collective agreements

(出所) Social Protection in the Nordic Countries 2003 より

図表 12-26 スウェーデンにおける平均年金支給額

	KR/EUR			PPP-Euro		
	Men	Women	All	Men	Women	All
Sweden	11,427	8,191	9,659	1,048	751	886

(出所) Social Protection in the Nordic Countries 2003 より

4.1.2 医療¹⁵

(根拠法令・実施主体)

医療サービスに関わる根拠法は、社会省 (Ministry of Health and Social Affairs) 所管の保健・医療サービス法 (Hälso-och sjukvårdslag、英文表記は Health and Medical Service Act) であり、サービス提供の責任は、ほぼすべて県にある。したがって、スウェーデンは、県の行政エリア・数と同じ 21 の医療サービス地域に分かれている。

図表 12-27 医療サービス提供における国・県・市町村の役割分担

国	県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> 医療政策、目標の設定 ガイドラインの策定 地方自治体の監督、相談、評価、検証 調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> 病院医療 (一次医療、専門治療) 上限額内での患者負担額の設定 保健医療計画の策定 歯科治療 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、身体障害者、精神障害支援 (住宅)

(出所) 各種資料より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

¹⁵ 以下の資料を参照した。Swedish Institute (Jan 2004) "Social Insurance in Sweden-Fact Sheet on Sweden", Anna H. Glenngård, Frida Hjalte, Marianne Svensson, Anders Anell, Vaida Bankauskaite (2005), "Health System in Transition Sweden"

厚生労働省『2003～2004年 海外情勢白書』

アグネ・グスタフソン著・自治体国際化協会訳 (2004) 『スウェーデンの地方自治』

中央政府の役割

中央政府の役割は法律及び法令によって、医療・保健に係る基本的な原則を定めることである。これらの法律の中で最も重要なものが保健・医療サービス法であり、この法律が良質の医療サービスが全ての人に平等に提供され、いつでも利用可能でなければならない旨規定している。また、医療サービスは患者自身の意志に基づき、またできる限り患者との協議に基づき提供されなければならないと規定されている。近年政府により制定された詳細な規則、基準等の数は減少傾向にあり、政府の関心はサービスがどのように提供されているかよりも、サービス提供の結果や業績に移っている。

社会庁（Socialstyrelsen : National Board of Health and Welfare）は政府のエージェンシーであり、医療、衛生保健、社会福祉分野の監督機関としての役割を果たしている。この主な任務は提供された医療サービスが中央政府の目指した目標に達しているか検証及び評価を行うことである。また良質な医療についての様々な全国的ガイドラインの作成も行っている。これらのガイドラインには、糖尿病、脳卒中、心疾患系の病気に焦点を当てているものや、地方における医療ケア計画に関する指針を示すもの等がある。

社会庁の担当者の発言

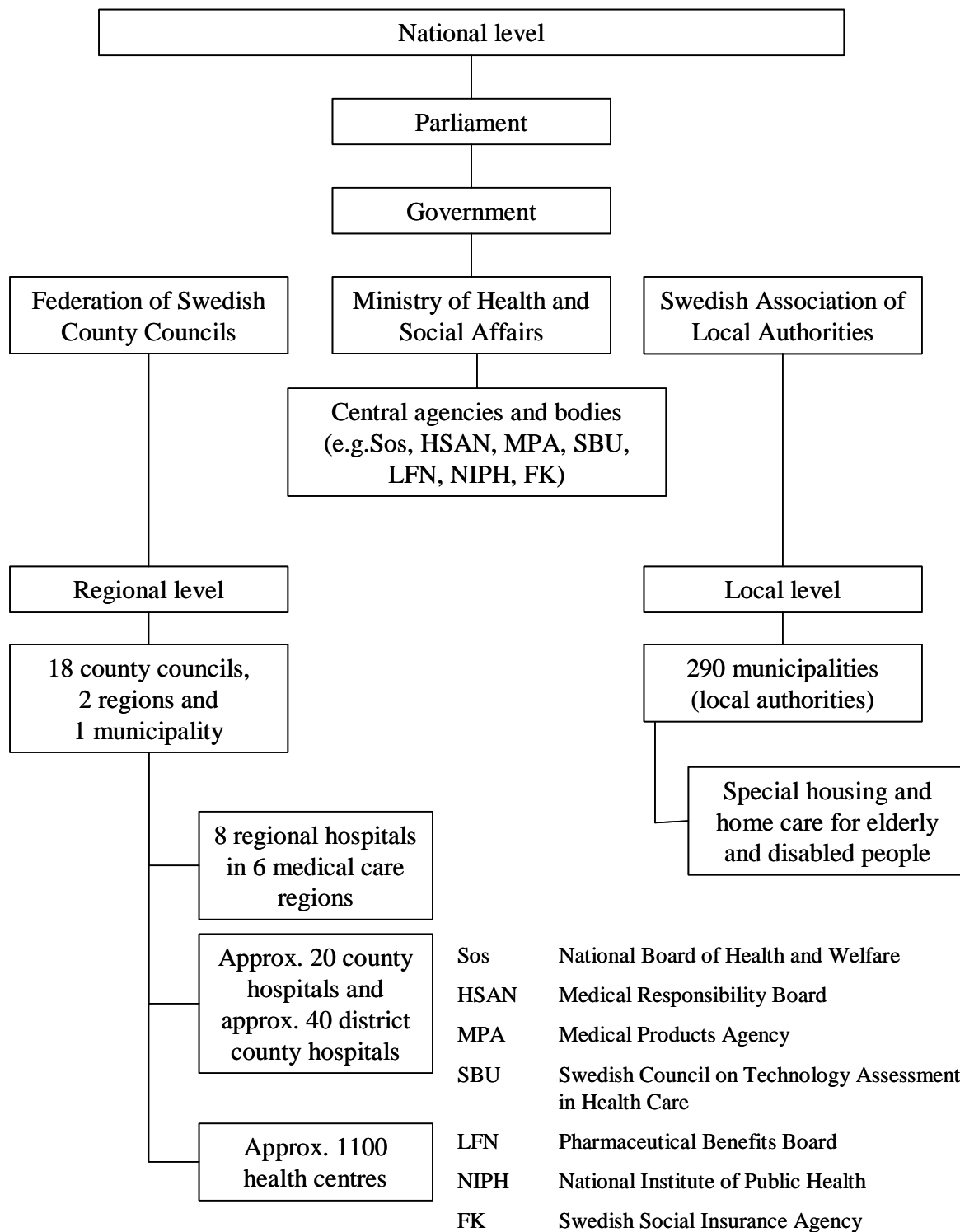
- ・ 社会庁は、国の政策決定を受けて、法に基づいて実際に地方自治体が提供するサービスの指針や基準を作成するとともに、情報やノウハウを提供すること、及び地方自治体のサービス提供の実態を調査して、それを国に報告することを主たる役割としている。すなわち、国は社会庁の報告、データを基に政策を決定している。
- ・ 社会庁は、地方事務局を 21（＝レーンの数＝県の数と同数）有している。本体は 500 名（内、高齢者部門は 12 名）、地方局は 150 名、以下地方自治体の職員が 25 万人いる。（ヘルパー、看護師、PT、OT など）

県の役割

県は医療サービスへ財源配分を行い、一次医療（Primary Care）から、県より広域地域病院（6つの高度専門医療地域に8つ存在）における専門医療に至るまで、医療サービスに関する全ての計画に責任を有している。また県が病院、地域医療センター、その他の医療機関を所有し、運営している。民間によって運営されている医療機関の場合でも、県と民間部門との契約に基づいて、民間部門が特定の医療サービスを提供しているのが通例である。

近年の重要な改革は、患者がどこで誰に治療をしてもらうか自由に選択できるようになったことである。患者は家庭医や一般医（General Practitioner: GP）、地域医療センター、病院のどこでも自由に自分の意思で選択できるし、他の県の医療サービスを利用することも可能になった。スウェーデンの医療サービスの特徴は、他の地域にある医療機関を利用する場合でも、担当医師による紹介等が全く必要ない点である。患者は基礎医療部門を介さずいつでも自由に直接病院で受診できるようになっている。患者が他の県の医療サービスを利用した場合には、その患者が住民登録を行っている県がその医療費の公的負担部分の支払いの責任を有している。

図表 12-28 保健医療サービスの供給体制



(出所) Anna H. Glenngård, Frida Hjalte, Marianne Svensson, Anders Anell, Vaida Bankauskaite (2005), "Health System in Transition Sweden", Fig.2.1 より

市町村の役割

1982 年の保健・医療サービス法により、市町村にも保健・医療サービスを提供する義務が規定されているが、市町村で提供する医療サービスとは、医者が関与する前の予防的医療であり、健康管理や生活習慣に関するアドバイス等が中心である。

このように、市町村が全住民に対する予防医療を行う一方で、県が病院や地域医療センターでの医療サービスの提供を担っている。

この他、高齢者及び障害者に対する在宅医療サービスは 1980 年社会サービス法 (Socialtjänstlag : 英文表記は Social Services Act) によって、市町村の責任とされている¹⁶。長期的に精神障害を患っている者に対する居住環境の整備、雇用場所の確保、支援サービスの提供等についても市町村の責任とされている。

(財源)

保健医療サービスは、主として税方式によって提供され、一部を国からの補助金及び患者一部負担によって賄われる仕組みとなっている。県税収の約 80%は、保健医療システムの運営、および患者負担の補助に使われている。

社会庁の担当者の発言

- スウェーデンの保健医療サービスの提供は、県税収（住民所得税）による運営が中心となっている。保健医療サービスの財源は、地方税（県税収）が 86%、中央政府からの補助金が 10%、患者負担が 4%となっている。

なお、県の歳出構成の内訳で見た通り、2003 年度の場合、県の歳出の約 91.3%が医療関係費（一次医療 23.3%、専門医療 47.5%、精神障害治療 8.1%、歯科 4.1%、その他の保健医療 8.3%）である。

(患者負担)

患者自己負担の水準は、保健医療サービス法において設定された上限額の範囲内で、各県の裁量に従って設定できる。外来では通院 1 回当たりの定額が、初診か否か、患者の年齢、訪問先等に応じて設定されており、2004 年度の一次医療の外来の場合、年間上限額 SEK900 の範囲内で、1 回当たり SEK100~150 となっている。なお、20 歳未満については無料である。

入院患者の自己負担は、患者の年齢・所得、入院日数等に応じて設定されている。上限額は 1 日当たり SEK80 である。

薬剤については、最初に SEK900 支払い、その後は 1 年間の処方状況に応じて補助が

¹⁶ 障害者に対するサービスは、1993 年機能障害者に対する支援サービス法 (Lag om stöd och service till vissa funktionshindrade : 英文表記は Act Concerning Support and Service for Persons with Certain Functional Impairments) によっても規定されている。

出るため、減額される。患者の自己負担は年間で SEK1,800 が上限である¹⁷。

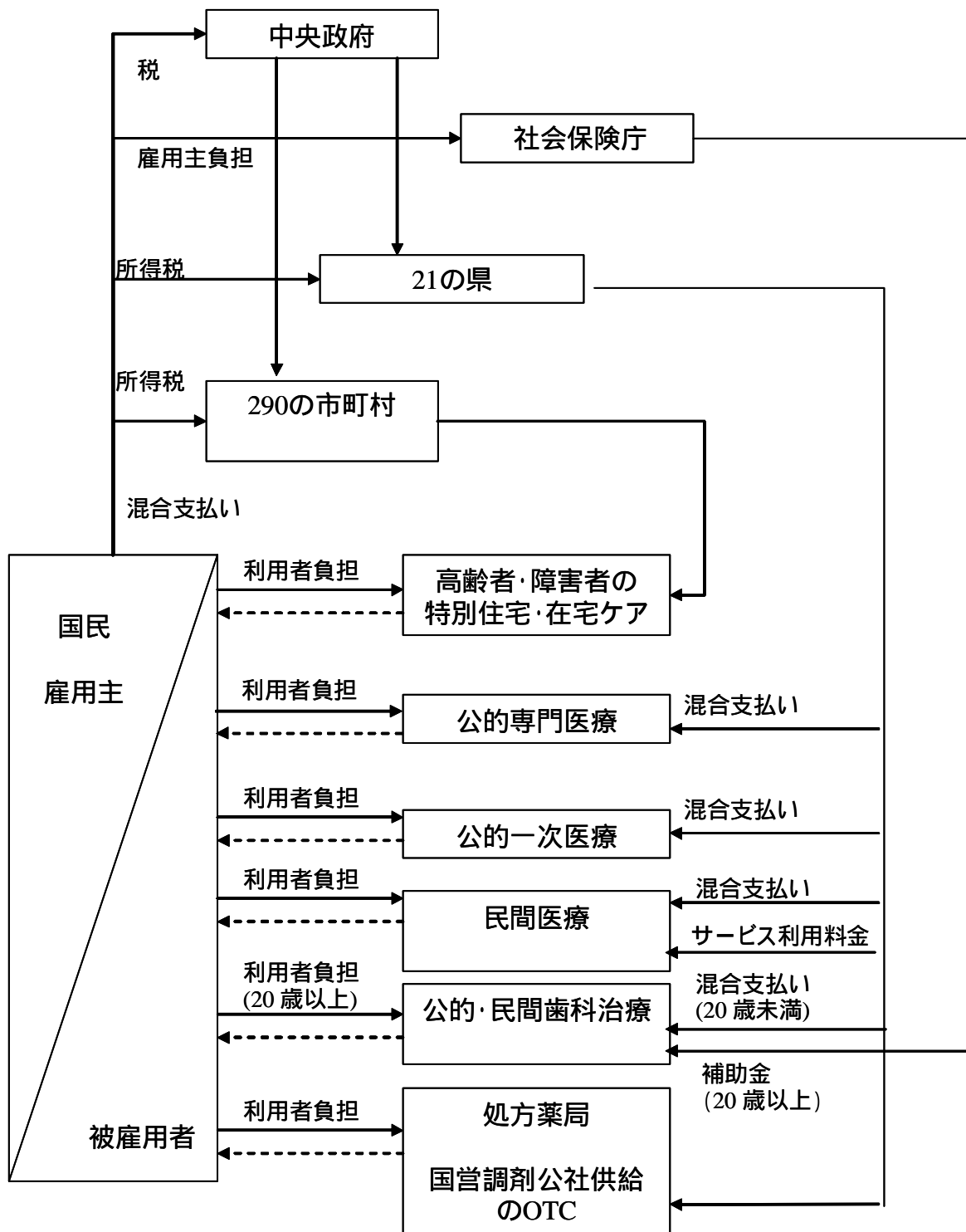
図表 12-29 2004 年における患者自己負担スキーム

	Health care	Prescription drugs	Dental care	Care of the elderly and the disabled
User charges	Fixed user charges for different types of outpatient visit. Each county council can determine its own fee schedule. In 2004, the fee for consulting a primary care physician varies across different county councils, and ranges from €11 to €17 (SKr 100 150). The fees for consulting a specialist at a hospital vary between €22 and €33 (SKr 200 300). The maximum user charge is €9 (SKr 80) per day for inpatient care.	User charges within a 12-month period decrease with expenditure, as follows: SKr 0 900 (€0 100) 100% SKr 901 1700 (1100 189) 50% SKr 1701 3300 (€189 367) 25% SKr 3301 4300 (€367 478) 10% Above SKr 4300 (€478) fully subsidized.	Fixed subsidies apply, depending on the type of service. Patients pay the difference between the subsidy and the actual price of services.	Depending on the level of service and care, together with the number of hours of assistance accorded per month, each municipality sets its own fee schedule in accordance with nationally determined reserve sums and maximum fees.
High-cost protection	Maximum of €100 (SKr 900) user charges for outpatient care in each 12-month period.	Maximum of €200 (SKr 1800) user charges for each 12-month period.	For the elderly and the disabled in municipal care, a total maximum user charge of €100 (SKr 900) applies for all health care and dental services used during a 12-month period. A maximum of €850 (SKr 7700) per 12-month period of dental treatment applies for patients above 65 years of age.	In 2004, the maximum fee for home-help services, care in sheltered accommodation, day-care services and municipal health care services is €175 (SKr 1572) per month. The monthly reserve sum is €490 (SKr 4408) for single people and €410 (SKr 3684) per person for married couples or partners living together.
Exemptions	Patients below 20 years of age (with some local exceptions) are exempted from user charges.	Insulin for patients with diabetes is free of charge.	County councils provide free dental care for patients below 20 years of age.	
Central/local decision-making	Central government determines the high cost protection scheme for outpatient care and the maximum user charges for inpatient care. County councils determine payment levels within the national framework.	Central government determines subsidies and the high-cost protection scheme.	Central government determines subsidies and high-cost protection schemes for selected groups of patients.	Municipalities determine the charges within the national framework.

(出所) Anna H. Glenngård, Frida Hjalte, Marianne Svensson, Anders Anell, Vaida Bankauskaite (2005), "Health System in Transition Sweden", Table.4.2 より

¹⁷ 社会庁の担当者の発言 (2005年2月) では、上限は SEK1,850 とのことであった。

図表 12-30 保健・医療サービスのシステムと財源のフロー



お金の流れ

サービスの流れ

(出所) Anna H. Glenngård, Frida Hjalte, Marianne Svensson, Anders Anell, Vaida Bankauskaite (2005), "Health System in Transition Sweden", Fig.1.1 より

以上の結果、保健医療サービス関連支出に占める公的部門の支出割合は、2002 年度の場合、85.3%となっている。

図表 12-31 カテゴリー別保健関連支出の構成比

	1980	1985	1990	1995	2000	2001	2002
Public expenditure on health (% of total health expenditure)	92.5	90.4	89.9	86.6	84.9	84.9	85.3
Total investment in medical facilities (% of total health expenditure)	6.7	6.8	4.3	4.7	4.8	4.4	4.6
Total expenditure on medical services (% of total health expenditure)			82.2 ^a	80.1	78.6	79.5	79.7
Total expenditure on inpatient care (% of total health expenditure)			49.0 ^a	49.0	46.3	31.6	31.2
Total expenditure on outpatient care (% of total health expenditure)			25.3 ^a	22.9	23.8	47.1	47.7
Public expenditure on inpatient care (% of public expenditure on health)	74.0	59.1	55.5	55.7	54.0	36.7	36.0
Public expenditure on outpatient care (% of public expenditure on health)	9.0	18.0	22.8	18.9	20.1	47.3	47.9
Public expenditure on investments in medical facilities (% of public expenditure on health)	7.3	7.2	4.3	4.7	4.1	3.9	4.0

Source: Organization for Economic Co-operation and Development (2004).

^a Data for 1993.

(出所) Anna H. Glenngård, Frida Hjalte, Marianne Svensson, Anders Anell, Vaida Bankauskaite (2005), "Health System in Transition Sweden", Table.4.4 より

補足 疾病保険¹⁸ (傷病手当) Sickness insurance

- スウェーデンにおける社会保険制度上の疾病保険とは、疾病によって喪失された所得を補填するための所得保障制度であり、管轄は社会保険庁 (National Social Insurance Board) である。一方、現物給付としての保健・医療サービスは、県の責任で租税を財源に実施されている。この保健・医療サービスは、社会サービスとして位置づけられ、中央政府の管轄は社会庁 (National Board of Health and Welfare) の管轄であり、疾病保険とはまったく異なる制度体系の中に位置づけられる。
- 疾病保険の内容は、病気になってから最初の 21 日間については、雇用主から病気手当 (Sick pay) を受け、それ以降は社会保険事務所から傷病手当を受けることとなる。傷病手当の給付水準は従前所得の 77.6% 相当 (ただし、「物価基準額」 (price base amount) の 7.5 倍を上限) とされ、さらに失業手当の額を上限とすることとされている。
- 保険料の負担は、雇用主のみが負い、被雇用主の負担は無い。これに国庫負担が加わって給付されている。
- 現在、スウェーデンではこの支払いが大きくなっているため、疾病保険からリハビリ・復職支援へと、政策を変更しつつある。

4.1.3 労災保険

(実施主体・根拠法令)

労災保険 (Work Injury Benefit or Occupational-Injury Insurance) に関しては国 (社会保険庁) が責任を有している。根拠法は労災保険法 (Employment Accident Insurance Act) である。

¹⁸厚生労働省委託調査『スウェーデンにおける公的扶助制度に関する調査報告書』2003年、および厚生労働省『2003～2004年 海外情勢白書』、Swedish Institute (Jan 2004), "Social Insurance in Sweden-Fact Sheet on Sweden"を参照した。

(内容)

スウェーデンでは、労災保険法は自営業者にも適用される。雇用関係を規律するための労働法制から切り離され、社会保障法制と位置付けられているためである。労災保険料は、労働者については使用者が、自営業者については自営業者自身が負担する。ただし、労災保険制度は「有償で働く者」にのみ適用されるため、無償で活動するボランティアには適用されない。

傷害が労働災害と認められるには、2つの条件を満たさなければならない。第1に職場環境の何らかの要因が傷害を引き起こしたと考えられる強力な蓋然性、そして第2に、個々の傷害がこの要因により起きたという明確な証拠があることである。

(財源)

雇用主による労災保険率は、2003年から0.68%となっている(それ以前は、1.38%)。雇用主は、従業員の年金・健康保険・その他の社会保障関係の給付に対する負担を支払うことが義務付けられている。従業員の賃金を100とした場合、社会保障関係諸費用に対する雇用主の法定負担比率は、約32.8%となっている。

図表 12-32 雇用主の法定負担割合 (2003年)

	%
Old age pension	10.21
Survivor's pension	1.70
Health insurance	11.08
Occupational injury insurance	0.68
Parental insurance	2.20
Labor-market contribution	3.70
Payroll contribution	3.25
Statutory employers' contribution	32.82

(出所) Invest in Sweden Agency (Aug 2004), "Labor Costs in Sweden-Fact Sheet on Sweden"より

2002年度の場合、労災保険の収入は、保険料収入がSEK 13,620百万、国庫負担がSEK 168百万で計SEK 13,788百万。それに対して、支出は、給付費がSEK 7,273百万、事務費がSEK 369百万で計SEK 7,642百万となっている。

4.1.4 失業保険¹⁹

(根拠法令)

スウェーデンの失業保険は、任意加入と国費助成の両方を基礎としている。根拠法令は、失業保険法 (Unemployment Insurance Act) および失業保険基金法 (Act on Unemployment Insurance Funds) である。

¹⁹厚生労働省『2003～2004年 海外情勢白書』、Swedish Institute (Jan 2004), "Social Insurance in Sweden-Fact Sheet on Sweden"、厚生労働省委託調査『スウェーデンにおける公的扶助制度に関する調査報告書』2003年を参照した。

（実施主体）

4.1 節冒頭でも述べたとおり、スウェーデンでは社会保険庁が扱う給付制度を社会保険と呼んでいるため、労働市場庁の管轄に置かれている失業保険は社会保険に分類されない。他の社会保険制度とは異なり、失業保険は国や地方の社会保険事務所ではなく、加入者基金（失業保険基金）が管理運営を行っている。失業保険基金は、労働省所管の準公的機関（Semi-Public Labor Market Body）である労働市場庁（AMS：National Labor Market Board）が管轄している。

（内容）

失業保険は、非拠出型の基本給付金制度と任意保険制度の2階建て構造で構成されている。労働組合員は失業保険基金に加入することが条件となっているが、労働組合に加入せずに失業保険基金に加入することは可能である²⁰。現在、全労働者の約90%が失業保険基金に加入している。

任意保険制度の一部（費用の約7%）は個人の会費（保険料 or 拠出金）²¹から、残りの93%は国からの補助金により調達している。必要条件を満たしている加入者には、所得比例給付が、従前所得の80%（最初の100日間は一日あたり最大でSEK730、その後は最大でSEK680）支払われる。支払いの期間は300日間であり、さらに300日間延長が可能である。受給要件は、離職前12ヵ月間に6ヵ月以上月70時間以上、又は連続する6ヵ月間に450時間以上被保険者であった者等である。

任意保険未加入者に対しては、国費による代替的な基本給付金が、一日あたり最大でSEK320支給される。拠出はなく、財源は税のため、保険とはいえ、実態は失業扶助的な性格をもつ。

図表 12-33 失業保険制度の概要

	負担	給付	給付要件
基本給付金	・国：100%	・最大 SEK320/日	
任意保険	・被雇用者：事業費の7% ・国：93%	・最初100日間： 最大 SEK730/日、 ・その後： 最大 SEK680/日 ・支払い期間 300日（+300日）	離職前12ヵ月間に6ヵ月以上月70時間以上、又は連続する6ヵ月間に450時間以上被保険者

（出所）各種資料をもとに三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

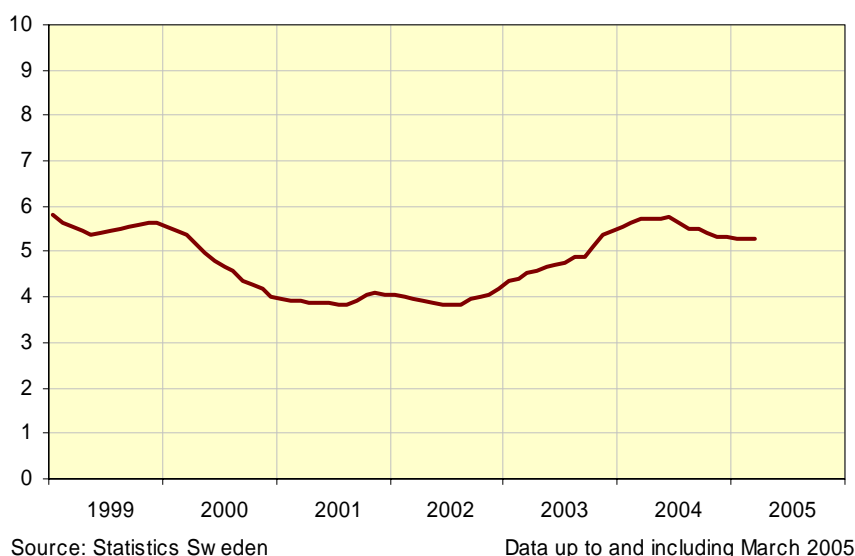
²⁰ 主に、所得比例の任意保険に加入できない者や、保険給付を受ける資格に満たない被保険者など。

²¹ 保険料としての性格よりも、会費としての性格の方が強い。

任意保険、基本給付金とも、いずれも給付の要件は公的職業紹介所に失業者並びに求職者として登録していること、適切と思われる仕事がある場合には、就職を希望するとともに、一日最低3時間、週平均17時間の就労が可能であることが要件となっている。

なお、失業保険給付は、年金保険料の賦課対象となるため、年金保険料は失業保険給付から天引きされる。

図表 12-34 失業率（季節調整済み）の推移



(出所) Statistics Sweden <http://www.scb.se/eng/index.asp> より

モラルハザード対策と活動保障プログラム²²

1990年以降、失業対策として、新規導入された就労プログラムは14種類にのぼっている。こうした就業プログラムの最大の問題点は、「回転ドア現象と呼ばれるモラルハザードの問題であった。失業保険は、300日を期限として給付が停止されるが、労働市場庁の用意した就労プログラムに参加することで、このプログラムから生計費を得ることができる。通常、労働市場庁が用意しているプログラムは半年から1年程度のものが多いが、この期間が終了すると、再度、300日間の失業保険給付を受けることができる。プログラム参加期間を失業保険の拠出期間として捉えるため、プログラム終了と同時に、失業保険受給資格を得ることになる。

このサイクルを繰り返すことで、理論上は永久に社会扶助制度に転落することなく社会保障制度に依存しながら生活することができるようになる。失業した場合でも社会扶助に転落するまでに失業保険、就労プログラム（生計費給付）といった二つのセーフティネットが設定されているため、社会扶助への転落を最小限にすることが可能であっ

²² 厚生労働省委託調査『スウェーデンにおける公的扶助制度に関する調査報告書』2003年より引用。

たといえるが、同時にモラルハザードの問題は避けて通れない問題であった。

そこで 2000 年には「活動保障(Activity Guarantee)」と呼ばれる制度を新たに創設し、モラルハザードの問題に取り組んだ。活動保障は、長期失業者を極力早い段階で労働市場に復帰させることを目的として創設された就労のためのプログラムである。職業安定所の職員がプログラム参加者（失業者）と定期的な相談を行いながら、就業のための行動計画を立案し、その進捗を管理しながらプログラムを進めていく点が、従来の就労プログラムとは異なる。これまでの就業プログラムは原則として各参加者の自己責任と自助努力によって就業を目指すのが基本的な方針であったが、創設された活動保障では、相談員の介入によってより着実に就業を目指すことになるため、繰り返し失業保険受給と就労プログラムへの参加を繰り返す問題をある程度解消することが可能になるものと考えられている。

また、失業給付終了後の就労プログラムへの参加期間を、プログラム終了後の失業保険給付受給のために必要とされる 6 カ月間の拠出期間として捉えるという問題を解決するため、各種就労プログラムへの参加期間は失業保険の拠出期間に含めないことを決定した。

さらに、失業保険の受給を開始してから 100 日を越えた場合は、就業の地理的条件や、従前職種の専門性の考慮等に関する条件を広げ、より幅広い就職活動を行うことが義務づけられた。上記のような種々の取り組みにより、いわゆるモラルハザードの問題が解消することが期待されている。

図表 12-35 スウェーデンにおける失業手当に関するルール

Age limit for entitlement to unemployment benefit	16-64 years
Waiting period	5
Maximum number of days of unemployment benefit	300/600
Benefit reobtainable?	Yes
On which conditions?	By complying again with the requirement of 6 months' work prior to becoming
Benefit taxable?	Yes
Supplement for children?	No
Non-insured individuals	16-64 years
Age limit for entitlement to unemployment benefit	
Maximum benefit period	300/600

(資料) Social Protection in the Nordic Countries 2003より

図表 12-36 スウェーデンにおける失業手当給付額

Amount of unemployment benefit (per week)	80 per cent of the income from work, maximum SEK 730/day the first 100 days and then SEK 680/day 5 days a week
Maximum income per week for full compensation	SEK 4,653
Maximum income per week for full compensation in PPP-Euro	427
Min. amount per week	SEK 1,600
Min. amount per week in PPP-Euro	147
Max. amount per week	SEK 3,650 for 100 days, then 3,400
Max. amount per week in PPP-Euro	335/342
Non-insured individuals	
Amount of benefit per week	SEK 1,600

(資料) Social Protection in the Nordic Countries 2003 より

4.1.5 家族・児童手当²³

(根拠法令・実施主体)

スウェーデンの児童福祉には、「児童の保育」と「家庭、児童に対する所得保障」の2つの側面がある。

児童福祉サービスの根拠及び基準は教育法 (Skollagen : Education Act) である。もともと児童福祉は1997年まで社会サービス法の中で市町村の児童福祉サービス提供の義務が定められていたが、1998年に教育法に移管された。

市町村は、1歳児から12歳児までの児童については、両親の就労や就学の度合いにかかわらず必要な児童福祉サービスを提供する義務を負っている。更に就労している親若しくは就学中の親が必要とする場合には、12歳児以上の児童に対しても児童福祉を提供する義務を負っている。

2000年7月1日からは、市町村は就労していない失業中の親を持つ児童にも1日当たり少なくとも3時間、就学前学校に通学させるサービス提供を義務付け、サービス提供範囲を拡大している。また、2002年1月1日からは、児童の両親のいずれかが、当該児童の兄弟姉妹の育児休暇で自宅にいる場合にも児童福祉サービスを提供しなければ

²³ Swedish Institute (April 2005)“Swedish family policy-Fact Sheet on Sweden”, Swedish Institute (Sept 2004)“Childcare in Sweden-Fact Sheet on Sweden”,アグネ・グスタフソン著・自治体国際化協会訳 (2004)『スウェーデンの地方自治』、厚生労働省委託調査『スウェーデンにおける公的扶助制度に関する調査報告書』2003年を参照した。

ばならないこととされた。この点は日本の保育所入所条件が、保護者が就労や介護等の理由から、自宅で児童を見ることができない場合に限って入所を許可するという仕組みとなっている点で異なっている。

教育庁(National Agency for Education)が就学前の児童福祉と義務教育機関を、全国レベルで監督する機関となっており、各市町村の児童福祉サービスがナショナル・カリキュラムの目標を達成しているか、各就学前学校における児童の活動状態は良好か、各科目の授業は適切に行われているか等について追跡調査及び進展調査を実施し、評価及び監視を行っている。各市町村の児童福祉部門に対する支援も行っている。

なお、1995年以降に施行されたこれらの法律は、以前のものよりコミューンの義務や責任をより厳格に規定している。このように制度が厳しくなった理由は、児童福祉のための特定目的補助金が一般補助金へ移行したため、中央政府がその影響力をある程度維持するために法律や制度を厳格にしたという背景があると指摘されている。

(内容)

保育サービス

- ・ 就学前学級(Pre school class)
- ・ 家庭保育 (familjedaghem)
- ・ 開放型保育学校 (öppna förskolan)
- ・ 学童余暇ホーム (fritidshem)
- ・ 開放型学童余暇ホーム
- ・ 民間による保育サービス
- ・ 失業中・育児休暇中の両親の児童

家庭、児童に対する所得保障

一方、スウェーデンの「家庭、児童に対する所得保障」はスウェーデンの「家族政策」として位置づけられており、子供がいる世帯といない世帯の間に不平等を生じないことをその目的としている。すなわち出産や養育によって喪失する所得の保障と、子供の養育に伴う経済的負担を軽減することが、スウェーデンの家族政策の主な目的であるといえる。

この家族政策には、「出産や養育によって喪失した所得の保障」としての「両親保険」、子供の養育にかかる経済的負担に対して普遍的に給付される「児童手当」、有子世帯や若年者の家賃負担に対する保障である「住宅手当」、両親が離婚した場合に子供の養育費が保障される「養育費立替払制度」、そして親が死亡した場合に子供に給付される「児童年金」がある。

なお、児童手当と住宅手当以外は「就業に基づく」社会保険²⁴であるため、これらの社会保険はあくまでも就業していることが条件となる。仕事に就いていない世帯は受給

²⁴ 「4.1 社会保険制度」の図表 12-20 を参照

資格がない。

両親保険²⁵

両親保険は、出産および育児によって喪失される所得を保障するための制度である、両親の職業生活と家庭生活の両立を支えるための制度である。両親保険は「出産と養育のための手当」と「臨時両親手当」、「父親育児手当」、「妊娠手当」の四つに分かれている。

「出産と養育のための手当」は出産とその後の養育期間の所得喪失に対する給付である。この給付によって、子供が生まれた後の 360 日間は給与所得の 80%が給付され、残りの 90 日は一律で一日 SEK60 が支給される。給付期間は子供が 8 歳に達するまでの期間で最高 450 日間となっている。この 450 日のうち、父母はそれぞれ 30 日間の給付期間が割り当てられている。この 30 日間は、父母が互いに譲渡できない期間となっているため、父親は最低でも 30 日間は育児に係わるようになっている。残りの 390 日は両親のどちらかが自由に受けることができる。

「臨時両親手当」は 12 歳（場合によっては 16 歳以下）の病気や看護のために休職する場合の所得喪失に対する給付である。臨時両親給付は子供一人につき年間 60 日を上限として、給与所得の 80%を支給する。

「父親育児手当」は父親が子供の養育のために休職した期間について、傷病手当対象所得の 80%を保証する手当である。父親育児手当は子供一人につき 10 日間に支給される。ただし子供の誕生後 60 日の間に取得しなければならない。

「妊娠手当」は出産予定日の 2 ヶ月前から 50 日を上限として、給与所得の 80%が母親に支給される。」なお各種手当と受給額の上限が決められており、2000 年では年間 SEK18,000 となっている。

以上のように両親保険は妊娠から出産、育児までを広くカバーし、この期間の所得が大きく減少されることのないように各手当が連続性を持っている。また父親で両親保険を受給した人の割合は増加し、1993 年当時は全体の 10%程度であったが 2000 年には 38%に上っており、両親保険によって父親の育児参加が積極的に促されているといえる。

児童手当

児童手当は義務教育が終了する 16 歳以下の児童に対して一律に支給される制度である。16 歳以降も義務教育が継続される場合は延長できる。資格要件は自動の年齢のみで所得要件はなく全額国庫負担となっている。児童手当の給付は第 1 子から支給され、児童一人につき SEK850 となっている。第 3 子以降は多子加算される。

スウェーデンの児童手当は所得制限がないため、子供を持つ家庭に対する普遍的制度

²⁵ 以下の各制度の説明は、厚生労働省委託調査『スウェーデンにおける公的扶助制度に関する調査報告書』2003 年より引用。

となっているといえる。ただし児童手当は給付額は「基礎額」とは関係なく、国会で決定される。そのため経済状況や政治的動向によって給付水準が大幅に改訂されることがある。たとえば1976年以降の不況による家計状況の悪化に対応し、1985年の児童手当の給付額は前年比45.5%の大幅引き上げがなされている。しかし一方で1982年に導入された多子加算が、1996年から1997年の2年間は廃止されており、こうした点でスウェーデンの児童手当は不安定な要素を持っているといえる。

なお社会扶助の受給者も児童手当を受けることができる。児童手当は非課税であるが、ミーンズテストの際に収入認定される。我が国の生活保護制度においても児童手当は収入認定されるが、生活扶助の「児童養育加算」によって児童手当と同程度の給付が受けられることになっているが、スウェーデンではこうした加算の仕組みは存在しない。

図表 12-37 児童手当給付額 (2000年) (単位: SEK)

	児童手当	児童手当加算	合計	年間合計
1人	850	-	850	10,200
2人	1,700	-	1,700	20,400
3人	2,550	227	2,777	33,324
4人	3,400	907	4,307	51,684
5人	4,250	1,757	6,007	72,084
6人以上	850	850	1,700	20,400

(資料) National Social Insurance (2001a) ,p108

(出所) 厚生労働省委託調査『スウェーデンにおける公的扶助制度に関する調査報告書』2003年より

図表 12-38 スウェーデンにおける児童手当給付額 (SEK/年)

Couple with:	
1 child	11,400
2 children	22,800
3 children	37,248
Single parent with:	
1 child	11,400
2 children	22,800
3 children	37,248
Average amount of child allowance per child	12,078
Average amount of child allowance per child in PPP-Euro	1,108

(資料) Social Protection in the Nordic Countries 2003 より

住宅手当 (子供のある家族、および若年者向け)

住宅手当は、有子世帯や若年者に対する住宅手当と、年金受給者に対する住宅手当があり、それぞれ給付形態が異なっている。

図表 12-39 住宅手当最高額（単位：SEK）

	住宅手当最高額	最高住居面積 (㎡)	限界所得	
			単身世帯	婚姻および 事実婚世帯
有子世帯の子供の数				
1人	25,003	80	117,000	58,500/1人
2人	31,750	100	117,000	58,500/1人
3人	3,900	120	117,000	58,500/1人
4人	3,900	140	117,000	58,500/1人
5人以上	3,900	160	117,000	58,500/1人
子供がいない18歳から28歳までの世帯				
	11,000	60	41,000	58,000

(資料) National Social Insurance (2001a) p.115.

(出所) 厚生労働省委託調査『スウェーデンにおける公的扶助制度に関する調査報告書』2003年より

有子世帯および若年者の住宅手当は、16歳（ただし義務教育中の場合は19歳）以下の子供がいる世帯、または子供のいない世帯の場合は18歳以上28歳以下の若年世帯を対象としている。この住宅手当は1997年以降課税対象とはならず、住宅手当の申請者の年間所得の推定にもとづいて住宅手当が支給される。申請者本人の課税所得が決定された後、すでに支給されている住宅手当の差額が調整されることになっている。

なおこの住宅手当は子供がいるカップルの場合、ミーンズテストが行われる。両親それぞれの所得が年間SEK58,000を超える場合、住宅手当は月SEK5,000減額される。なお住宅手当の給付額は本人の所得、家賃、および子供の人数によって上記のように算定されている。

障害児介護手当

介護手当は疾病や障害を持った16歳の以下の子供で、6ヶ月以上の長期にわたって介護が必要とされる場合、その親に対して支給される手当である。介護手当の支給額は満額は「価格基準額」の2.5倍（基礎額×2.5）となっており、以下介護ニーズに応じて満額の3/4支給（基礎額×1.875）、2/1支給（基礎額×1.25）、1/4支給（基礎額×0.625）と分かれている。

養育費立替払制度

スウェーデンでは子供が成人（18歳）を迎えるまで、親に対する養育義務を厳しく課している。特に両親の離婚によって子供が経済的な不利益を被らないように離婚後も両親は子供に対して等しく養育の義務を持つことになっているため、子供と同居していない親も養育費の支払義務が生じる。ただし以下のような場合、子供と同居している親は子供が18歳になるまで（ただし高校に通っている場合は最長で20歳になる年の6月まで）、社会保険事務所から上限SEK1,173の養育費立替払を受けることができる。

- ・ 養育費支払義務のある親が養育費を支払わない場合
- ・ 支払額が養育費立替払制度の最高養育費額（2000年はSEK1,173）に満たない場合
- ・ 父親が不明あるいは確定していない場合
- ・ 片親が死亡し、児童年金（後述する）のない子供の場合
- ・ 片親に養子にされた子供の場合

本来養育費を支払うべき親は、原則として社会保険事務所から子供に支給された額を返済しなければならないこととされている。その点で、この養育費補助は、他の手当とは性質が異なり、児童の経済的保障等のための国による養育費立替え払い制度といえることができる。

養育費支払義務者が支払能力があるにも関わらず未払いの場合、社会保険事務所は親の年収に応じてこの養育費立替払の全額もしくは一部を返還請求する。親が返還要求に応じない場合は、国税庁によって親の賃金から差し引き、または動産・不動産の差し押えなどの強制執行がある。

なお、2003年1月には、養育費を支払うべき親の死亡により遺児年金を受給できる場合には、養育費補助を支給しないこととする改正が行われた。

児童年金

児童年金は17歳までの子供に対して支払われる年金で、義務教育を受けている場合は20歳を迎える6月まで受給できる。児童年金は親が死んだときに子供に対して支払われる給付であり、基礎額の25%を受け取ることができる。

図表 12-40 分野別社会保障支出の推移

(SEK百万)

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
保健医療	141,797	154,067	168,762	184,626	202,635
うち現金給付	26,507	34,635	42,785	51,511	59,447
うち現金給付以外	115,290	119,432	125,977	133,115	143,188
障害者	70,775	74,137	77,829	80,661	85,980
うち現金給付	46,374	46,679	47,567	48,871	51,113
うち現金給付以外	24,401	27,458	30,262	31,790	34,867
高齢者	228,569	235,202	242,857	246,972	255,478
うち現金給付	179,017	182,710	187,874	189,826	194,925
うち現金給付以外	49,552	52,492	54,983	57,146	60,553
遺族	14,004	14,071	14,388	14,707	14,868
うち現金給付	14,004	14,071	14,388	14,707	14,868
うち現金給付以外	-	-	-	-	-
家庭・児童	63,474	59,036	61,341	61,669	66,456
うち現金給付	28,141	31,100	31,393	33,774	36,731
うち現金給付以外	35,333	27,936	29,948	27,895	29,725
失業	62,241	57,802	52,301	43,262	38,806
うち現金給付	55,722	50,417	44,388	36,533	31,900
うち現金給付以外	6,519	7,385	7,913	6,729	6,906
住宅	15,903	15,356	15,006	13,992	14,401
うち現金給付	-	-	-	-	-
うち現金給付以外	15,903	15,356	15,006	13,992	14,401
その他	17,932	16,876	16,064	15,655	15,254
うち現金給付	12,652	11,738	10,961	10,059	9,355
うち現金給付以外	5,280	5,138	5,103	5,596	5,899
合計	614,695	626,547	648,548	661,544	693,878
()は対GDP比	(32.5%)	(31.7%)	(31.2%)	(30.1%)	(30.6%)
うち現金給付	362,417	371,350	379,356	385,281	398,339
うち現金給付以外	252,278	255,197	269,192	276,263	295,539
(参考) GDP	1,890,187	1,973,848	2,078,549	2,196,764	2,266,619

資料出所 スウェーデン中央統計局 “Statistisk Årsbok för Sverige 2004”

(出所) 厚生労働省『2003～2004年 海外情勢白書』より

4.2 公的扶助・社会福祉

4.2.1 公的扶助²⁶

(根拠法令・実施主体)

スウェーデンの現在の公的扶助の根拠となっているのは、1980年制定の社会サービス法 (Socialtjänstlag : 英文表記は Social Service Act of 1980) である。社会サービス法は従来の「公的扶助法」、「児童および青少年福祉法」、「節酒法」、「児童保護法」、「児童保護法」を統合した法律である。基準法であるため、各社会サービス運営上の規則や指針を明記せず、各市町村で詳細を決定することとなっている。

公的扶助を含む社会福祉は、市町村が実施の責任を負っており、各市町村に設置する社会福祉委員会がサービスの執行を行うことが定められている。財源は、市町村の地方税収、および中央政府の補助金によって賄われている。公的扶助受給者の増加は市町村の財政を圧迫することになるため、市町村は公的扶助受給者をできるだけ抑制しようとする傾向がある。

【社会サービス法】関連部分抜粋

Chapter 2. Municipal responsibilities

Section 1

Each municipality is responsible for social services within its boundaries.

社会サービス法では公的扶助の給付対象者について、国籍条項および年齢などの規定を設けていない。外国人や難民も含め、スウェーデンに1年以上滞在する者すべてに受給の資格があることになっている。受給年齢に関しては、一般的にスウェーデンの成人年齢である18歳から64歳までとなっている。65歳以上の高齢者は本来老齢年金によって生活が保障されているため、原則として公的扶助の対象とはなっていないが、実際には65歳以上の高齢者も相当数受給している。18歳未満の子供に関しては、扶養義務がある親の世帯員として公的扶助を受けることができる。

(内容)

申請手順

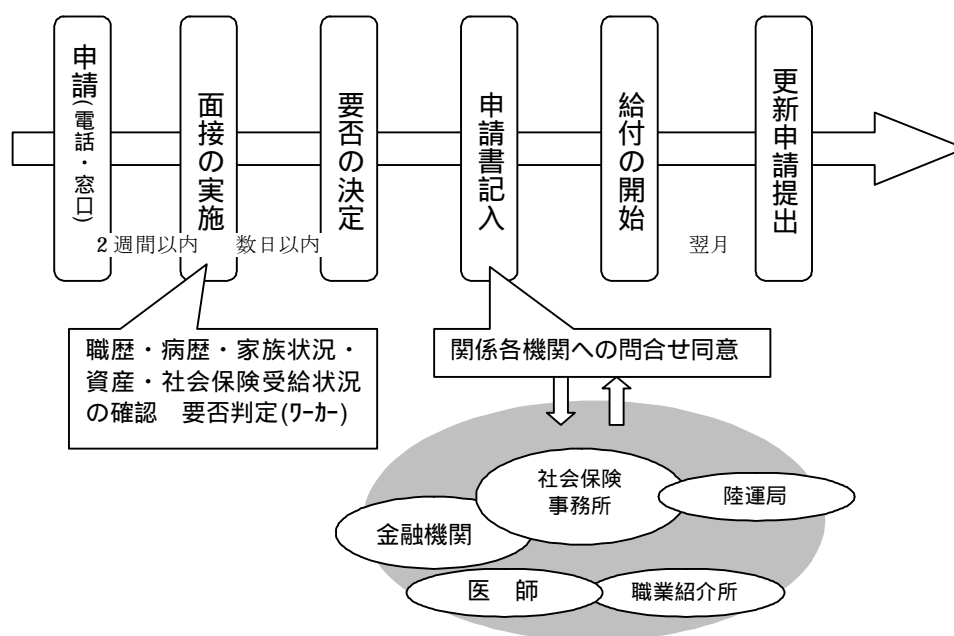
スウェーデンの公的扶助はわが国の生活保護と同様、申請主義である。社会扶助を受けするためには受給希望者本人が、福祉事務所に直接出向き、ソーシャルワーカーまたは事務職員と相談しなければならない。面接はソーシャルワーカーと申請者の一対一で行なわれ、

²⁶ 厚生労働省委託調査『スウェーデンにおける公的扶助制度に関する調査報告書』2003年、厚生労働省委託調査『我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告書』2004年、厚生労働省『海外情勢白書』2003年を参照した。

ソーシャルワーカーは本人の持っている資産調査（ミーンズテスト）を行い、申請者本人の自立の可能性を探りながらアセスメントを行っていく。

公的扶助の支給が決定された場合には、福祉事務所が必要に応じて他の機関より受給者の個人情報を得ることを承諾しなければならない²⁷。なお、再面接は基本的に 4～5 ヶ月目に実施される。

図表 12-41 公的扶助の申請プロセス



(資料) UFJ 総合研究所作成

(出所) 厚生労働省委託調査『スウェーデンにおける公的扶助制度に関する調査報告書』2003 年より

資産調査（ミーンズテスト）

公的扶助申請後、コミューンの福祉事務所のワーカーによって資産調査が実施される。ソーシャルワーカーは申請者の同意のもと、各機関に申請者の資産の状況を問い合わせることができる。公的扶助を受けるためには、預貯金や株などの資産はすべてゼロにしなければならない。一戸建てやマンションなどの持ち家、自家用車も原則として売却を求められる。ただし居住地域の家賃や不動産価値と比較して、売却することが資産の活用にあたらぬと判断された場合は、売却は求められない。また公的扶助の受給期間が短期間であると見込まれる受給者に対しては、持ち家の売却は要請されない。

給付内容、給付水準

スウェーデンでの公的扶助は、「最低限」の生活保障ではなく、「合理的な生活水準

²⁷ スウェーデンでは、国に登録されている個人識別番号ごとに、公的扶助以外の社会保障給付や収入の情報が登録されている。

(reasonable standard of living)」の保障を行うこととなっている(社会サービス法第4章)。

Chapter 4. Entitlement to assistance

Section 1

Persons unable to provide for their needs or to obtain provision for them in any other way are entitled to assistance from the social welfare committee towards their livelihood (livelihood support) and for their living in general.

Through the assistance, the individual shall be assured of a reasonable standard of living. The assistance shall be designed in such a way as to strengthen his or her resources for independent living.

社会省は、消費者庁から毎年出される標準家計に基づいて、公的扶助の対象費目と給付水準を市町村に提示している²⁸。

社会省の提示には含まれていないが、市町村が低所得者層の生活可能な水準を考慮にいれた上で、独自に決定することのできる費目も存在する²⁹。

(社会省が提示している公的扶助の費目)

- ・ 飲食物費
- ・ 衣類・靴
- ・ 余暇
- ・ 消耗品
- ・ 保健・衛生費
- ・ 新聞購読料、電話代、テレビの視聴代

(市町村が独自に決定できる費目)

- ・ 住居費
- ・ 光熱費
- ・ 通勤費
- ・ 住宅保険
- ・ 労働組合費
- ・ 失業保険費
- ・ 医師による医療費
- ・ 歯科治療
- ・ めがね

²⁸ 最終的に決定するのは、国会 (Riksdagen) である。

²⁹ Socialstylsen, The Social Services Act –What Are your rights after 1 January 2002 より。

図表 12-42 公的扶助の全国標準額（2004 年度）（単位：SEK）

	子 ども							大 人	
	1 歳未満	1-2 歳	3 歳	4-6 歳	7-10 歳	11-14 歳	15-18 歳	単身	カップル
食費	600	680	680	900	970	1,110	1,320	1,540	2,580
衣類/靴	280	370	370	410	440	460	490	490	980
レジャー	40	130	130	240	330	400	400	370	750
保健・衛生	500	440	120	80	90	140	180	250	530
児童保険	50	50	50	50	50	50	50	-	-
合計	1,470	1,670	1,350	1,680	1,880	2,160	2,440	2,650	4,840

（資料） Socialstrrelesen, "Meddelandeblad", Nr12/21

（出所）厚生労働省委託調査『我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告書』2004 年より

図表 12-43 社会省が提示する公的扶助費【世帯単位分】（単位：SEK）

	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
消費財	110	140	230	260	300	350	390
新聞、電話、テレビ視聴料	610	660	740	780	830	880	930
合計	720	800	970	1,040	1,130	1,230	1,320

（資料） Socialstrrelesen, "Meddelandeblad", Nr12/21

（出所）厚生労働省委託調査『我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告書』2004 年より

公的扶助給付の財源は、100%が市町村の一般財源に依存している。そのため、10 年ほど前までは、経済状況の悪化に伴い公的扶助財源が縮小する半面、経済不況時には公的扶助への需要が増大する状況に際し、各市町村では社会省のガイドラインを半ば公然と無視し、社会省の示すガイドラインよりも低い水準の給付水準を設定することが多かった。

しかし、現在では、社会サービス法に基づき、各市町村は、社会省が示す給付費目とその提示額については、遵守しなければならない。

なお、社会サービス法では、受給者は、公的扶助の援助内容に不服がある場合には、不服申し立てをする権利が認められている。

需給動向

公的扶助の受給者数は、1996 年をピークに減少してきており、2001 年と比較して受給世帯数は約 6%、支給総額は約 4%の減少となっている。

受給世帯類型別に見ると、独身女性の子供あり（シングルマザー世帯）の約 25%が受給者となっていること、受給者年齢別では 18 歳～29 歳の世代が全受給者の 37%を占めるなど若年世代の受給者比率が高いこと、外国生まれの国民（難民は除く）の 12%

が受給していること（スウェーデン生まれの国民の場合は2%）、長期失業者（年間を通じて公共職業紹介に登録されている者）は受給者の約3%になっている、といった特徴がある。

なお、政府は2001年に「社会扶助受給者を1996年から2004年までに半減する」との目標を示していたが、この目標達成は既に困難とされている。

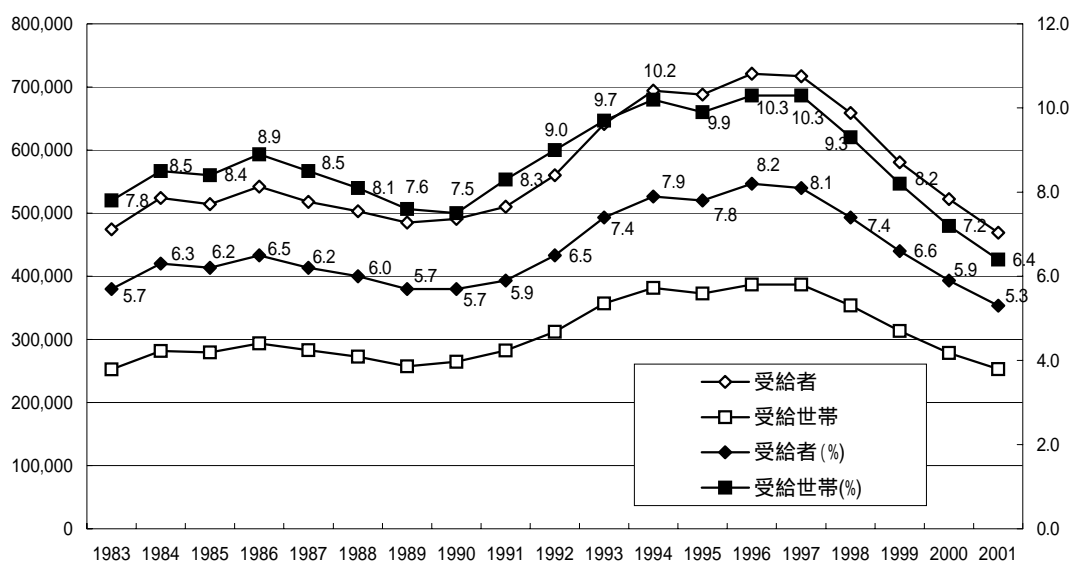
図表 12-44 公的扶助受給者数の推移

種類	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
生活保護	753,109	749,104	691,982	581,322	522,242	469,004	434,046
高齢者・障害者在宅サービス	145,169	145,872	140,746	140,686	135,637	135,845	140,011
高齢者・障害者施設サービス	132,834	136,206	124,425	121,132	123,970	124,090	120,906
薬物・アルコール乱用成年者のケア	37,258	21,126	11,753	11,174	12,258	12,538	12,039
被虐待児童・青少年等のケア	16,059	16,406	17,004	17,929	18,244	18,755	19,169
(参考)総人口	8,844,499	8,847,625	8,854,322	8,861,426	8,882,792	8,909,128	8,940,788

資料出所 スウェーデン中央統計局 “Statistisk Årsbok för Sverige 2004”

(出所) 厚生労働省『2003～2004年 海外情勢白書』より

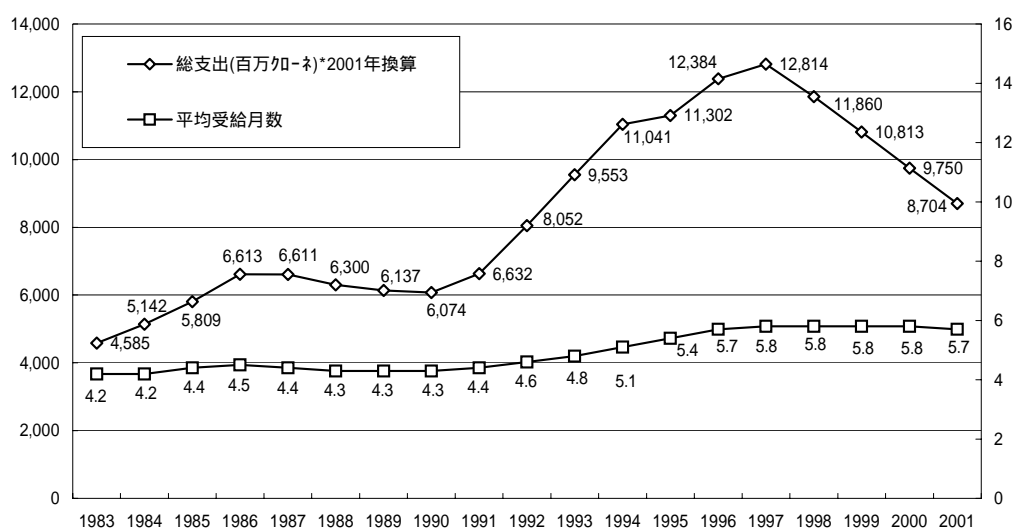
図表 12-45 公的扶助受給者数および受給世帯数の推移



(資料) Socialstyrelsen(2002)をもとにU F J 総合研究所が作成

(出所) 厚生労働省委託調査『スウェーデンにおける公的扶助制度に関する調査報告書』2003年、P36より

図表 12-46 社会扶助総支出および平均受給月数の推移



(資料) Socialstyrelsen (2002)をもとにUFJ 総合研究所が作成
 (出所) 厚生労働省委託調査『スウェーデンにおける公的扶助制度に関する調査報告書』2003年、P37より

図表 12-47 世帯構成別社会扶助受給者数

世帯構成	18-64歳の登録者 (2001現在)	人口100人あたり	2000-2001 変化率(%)
独身男性	92,864	9.4	-9.8
子供なし	87,973	9.5	-9.6
子供あり	4,891	7.6	-12.0
独身女性	96,131	11.5	-9.4
子供なし	53,189	7.9	-10.9
子供あり	42,942	25.2	-5.8
同居カップル	44,390	2.5	-13.9
子供なし	12,275	1.4	-12.2
子供あり	32,115	3.5	-14.3
受給世帯総数	233,385	6.4	-10.2

(資料) Socialstyrelsen (2002)をもとにUFJ 総合研究所が作成
 (出所) 厚生労働省委託調査『スウェーデンにおける公的扶助制度に関する調査報告書』2003年、P57より

図表 12-48 主たる登録者が 18-64 歳の長期受給登録世帯数 (2001 年)

家族形態、出身国、在住年数別

家族形態	長期受給者 総数	スウェーデン 人世帯	移民世帯				
			総数	在住年数			
				0-4 年	5-9 年	10-19 年	20 年以上
独身男性	22,732	12,266	10,466	3,622	2,132	3,179	1,521
子供なし	21,795	11,887	9,908	3,411	2,008	3,006	1,477
子供あり	937	379	558	211	124	173	44
独身女性	27,726	9,806	17,920	4,326	3,426	9,119	1,036
子供なし	17,485	5,791	11,694	2,573	1,793	6,704	607
子供あり	10,241	4,015	6,226	1,753	1,633	2,415	429
同居カップル	19,842	1,301	18,541	6,919	3,247	7,578	388
子供なし	6,768	490	6,278	1,674	798	3,559	102
子供あり	13,074	811	12,263	5,245	2,449	4,019	286
受給者総数	70,390	23,421	46,969	14,882	8,815	19,882	2,945
子供なし	39,280	17,678	21,602	5,984	3,801	9,710	2,186
子供あり	11,178	4,394	6,784	1,964	1,757	2,588	759

(資料) Socialstyrelsen (2002) p.58. をもとに UFJ 総合研究所が作成

(出所) 厚生労働省委託調査『スウェーデンにおける公的扶助制度に関する調査報告書』2003 年、P39 より

4.2.2 高齢者福祉³⁰

(根拠法令・実施主体・財源)

高齢者福祉の大きな枠組みを規定するのは、社会サービス法、ならびに保健・医療サービス法である。高齢者や障害者に対する社会福祉ニーズ提供の義務は、社会サービス法により、市町村に義務付けられている。

国は、法整備と財源を手当てすることを通して政策目標を定める。21 の県は、保健・医療サービスの提供に責任を負い 290 の市町村は、高齢者福祉、および高齢者のための住宅ニーズへ対応することが義務づけられている³¹。このような体制の中で、国は社会庁の 21 ある地方事務局を通じて、県の保健・医療サービスの提供状況を監督し、相談・支援業務や、サービス提供状況の評価を行う。同様に、国の地方局である 21 のレーン府を通じて、市町村の社会福祉サービス状況を監督し、相談・支援業務や、サービス提供状況の評価を行っている。

先にみたとおり、高齢者福祉の市町村支出に占める割合は、2003 年度の場合、20.1% であり、SEK 78.2billion に上る。この費用のうち、80%以上は地方税で賄われる。国からの補助金はわずかであり、利用者料金は 4% を賄っているに過ぎない。

高齢者福祉費用 (SEK 78.2billion) のうち、SEK 52.8billion は高齢者用の住居サービ

³⁰ 藤井威 (2002) 『スウェーデンスペシャル I』、Swedish Institute (May 2005) “Policy for the elderly-Fact Sheet on Sweden”、厚生労働省『海外情勢白書』2003 年、アグネ・グスタフソン著・自治体国際化協会訳 (2004) 『スウェーデンの地方自治』を参照した。

³¹ ただし、「4.1.2 医療」でも述べたとおり、市町村も一部の保健・医療サービスを担う義務を有している。

スに関わる支出である。ホームヘルプ関連は SEK 24billion、デイケア関連が SEK 1.5billion となっている。

県から市町村への役割の移管

1992年に実施された「エーデル改革」(Ädelreformen : Elderly Reform)は、長期療養施設(ナーシングホーム)における高齢者の社会的入院という事態を抜本的に改善するため、長期療養施設を医療行政分野から福祉行政分野へと移行させ、サービス提供責任も、県から市町村へと移した改革である。いわば、医療と福祉の融合を図り、高齢者福祉の改善を目指したものである。とりわけ、市町村にとっては、高齢者や障害者に対して、特別な住居サービスの提供や、デイケアでのサービス提供を義務付けることとなった。

そのため、県から市町村へのスタッフの異動、サービス提供や高齢者用住宅整備の財源を賄うための特定補助金・平衡交付金の市町村への交付額の増額も実施された。

これ以後、市町村での在宅介護サービスが普及すると共に、老人ホームや施設ケアサービスが拡大されていった³²。なお、市町村は、県との合意の下で訪問看護(Home Nursing)も行うことができる。

社会庁の担当者の発言

- ・ 「特定補助金」の例として、『住宅改造』『失業者を活用して、独居高齢者に対するヘルパー業務の提供を行う取組み』などがある。基本的には、地方自治体からの申請を基に国が決定する仕組みである。この「特定補助金」は政治的に決定される場合が多い。

◆市町村によるサービスメニュー³³

サービスの提供主体は基本的に市町村であるが、民間委託も首都ストックホルムを中心に増大傾向にある。2002年にはホームヘルプサービスを受けた高齢者のうち約9%、特別の住居に居住する高齢者のうち約12%は民間主体によるものである。

なお、市町村における高齢者福祉に不満がある市民は、社会サービス法に基づき、県レベルの行政裁判所へ訴えることができる。

社会庁の担当者の発言

- ・ サービスに対する不服申し立てを受け付ける「裁判」も、国の地方に対する統制機能と言えるかもしれない。

³² 医師の医療行為終了後、5日以内に市町村が患者に適した居住の場を提供できないために退院できないという事態が生じた場合、市町村が県に対して入院費を支払う。藤井(2002)によれば、これは、市町村に対して、患者の社会的入院を防止するインセンティブを与える措置である、と評価されている。アグネ・グスタフソン著・自治体国際化協会訳(2004)によれば、実際に、この改革により、社会的入院患者は激減したが、完治していないのに退院させられる老人も散見される、とのことである。

³³ サービスの利用者数については、図表12-44「公的扶助受給者数の推移」を参照。

在宅高齢者向け

メニュー	内容
ホームヘルプ	<ul style="list-style-type: none"> 施設や高齢者住居等へ入所／入居する前に利用する。掃除、洗濯、買い物の補助、郵便局・銀行への用事、食事の準備の介助、入浴の介助、トイレへの付き添いなど、個人的なケアである。2004年度の場合、65歳以上高齢者の9%、80歳以上の20%が利用している。
デイケア、ショートステイ	<ul style="list-style-type: none"> デイケアは、社会サービス法及び保健・医療サービス法の下、資産調査が行われる必要性が規定されている。高齢痴呆症や精神機能障害を患う個人に対する治療やリハビリの機会を与える活動と規定されており、通常、高齢者は日帰りでこのような施設を訪問している。2004年度の場合、65歳以上高齢者の約1%が利用している。 ショート・ステイも資産調査が行われた後、介護、治療、リハビリ活動を短期入居施設において提供するもので、在宅介護を担っているヘルパーや家族に一時的の休息を与えるための代替サービスとして利用されたり、短期的な入院場所として利用されている。2004年度の場合、65歳以上高齢者の約1%が利用している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害者がタクシーを利用した場合でも、公共交通機関を利用した場合と同額の金額を支払えばよいというタクシーサービス制度がある。 その他、近親者で高齢者介護に当たる人に対する財政支援など。

(資料) 藤井威 (2002)、アグネ・グスタフソン著・自治体国際化協会訳 (2004) をもとに作成

施設高齢者向け

メニュー	内容
高齢者用特別住宅	<ul style="list-style-type: none"> 一般アパートタイプの共同住宅で、市町村の判定により入所すべきであると判断された者が入る。入居するのは原則として自分で日常生活の一通りのことができる人である。福祉職員がバス・トイレの両面から介護しやすいように工夫を凝らした住居である。
サービスハウス	<ul style="list-style-type: none"> それほど介護を必要としない自立した生活が送れる高齢者や障害者が集まって居住する共同住宅で、この中に高齢者や障害者のための介護サービスを提供するセンターが組み込まれている。入居する人は必要なときに必要なだけのサービスを受けることができる。
老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 自宅やサービスハウス等における日常生活を自力で営むことが困難になってきた高齢者のために提供される最も伝統的な高齢者福祉のための住居である。ホームには看護婦やホームヘルパーが配置されている。
グループホーム	<ul style="list-style-type: none"> 主に知的障害者用の施設として利用されており、高齢者福祉施設として利用され始めたのは最近である。共同住居として建設されており、入居している高齢者は各自個室が与えられ、食事や居間、洗濯室等は共用となっている。また、医療又は介護サービスが必要などときにはいつでも利用できることとされている。
ナーシングホーム	<ul style="list-style-type: none"> 老人ホームに入居している高齢者より、介護の必要性が高いか、医療ケアを提供する必要がある高齢者及び高齢障害者用の施設である。看護師や介護職員の数が最も多く配置されており、職員は医療又は介護の資格を持っている。県の医師がコンサルタントとして施設に出向いてくることになっている。

(資料) 藤井威 (2002)、アグネ・グスタフソン著・自治体国際化協会訳 (2004) をもとに作成

社会サービス法は、高齢者の住居や施設を一つの高齢者支援形態として規定している。2004年度の場合、65歳以上高齢者の約7%、80歳以上の高齢者の17%がこのような形態の住居に居住している。

施設高齢者向け利用料金

原則として入居している高齢者が毎月の高齢者特別住居の賃貸料を支払う。この賃貸料については2002年の社会サービス法の改正によって、国から最高限度額制度が設けられ、家賃は最高でも月に1,579SEK³⁴と定められている。収入が低くてこれが支払いきれない場合にはこれ以下の金額になる。この新しい制度は高額な市町村のケア費用から個人を保護するため、また全ての人々に料金を支払った後も生活のための最低額(保持額)を確保するためである。

例) 利用料金の例

年金収入が月にSEK10,000ある高齢者が特別住居に入居している場合、家賃としてSEK1,500支払うとする。高齢者の手元に残す保持額としてのSEK 4,087³⁵は、高齢者が個人的に利用する医療サービスやヘルパーによるケアサービス(市町村の判定で必要とされるサービスに上乗せして個人で利用するケアサービス)、食費、衣料、余暇活動等、一般的な生活や余暇に必要な経費を賄うために高齢者に残される金額であり、市町村で提供される介護やケアサービス、家賃を賄うためのものではないと社会サービス法において規定されている。保持額は社会サービス法により金額が定められている。この金額は物価上昇、経済状況等により毎年変更されている。これらの金額を収入から差し引くと、高齢者に残る金額はSEK 4,413となる。この残額から市町村が提供する介護・ケアサービスに対する料金を支払う。但し、この残額から市町村へ支払う介護・ケアサービスの最高料金額は社会サービス法においてSEK 1,516³⁶と定められており、市町村はこれ以上高齢者から料金を徴収できない。

収入	年金	10,000	SEK (約14万7,000円)
支出	保持額	4,087	SEK (約6万円)
	特別住居家賃	1,500	SEK (約2万2,000円)
	残額	4,413	SEK (約6万5,000円)

この事例の場合、残額が最高料金額SEK 1,516を上回っているため、SEK 1,516が市町村へのサービス利用料となる。この残額が例えばSEK 1,000しか残らない高齢者の場合には、市町村はサービス利用料としてそのSEK 1,000しか徴収できない。更に収入が少なく残額が残らない高齢者の場合には、市町村は料金を徴収することはできない。

(出所) アグネ・グスタフソン著・自治体国際化協会訳 (2004) 『スウェーデンの地方自治』より引用

³⁴ 2004年度はSEK 1,638。

³⁵ 2004年度は単身者SEK 4,238、配偶者がいる場合は各SEK 3,550。

³⁶ 2004年度は、SEK 1,572。

4.2.3 障害者福祉

(根拠法令・実施主体)

スウェーデンにおける障害者福祉政策の目標は、国連総会において 1993 年に批准された「障害を持つ人々の機会均等に関する基本ルール」(Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities) に準じている。

スウェーデンには、全障害者の権利を特別に規定した法律は存在しない。その代わりに、計画建設法 (Plan-och bygglag : Planning and Building Act)、社会サービス法など、複数の法律の中で障害者向けに適用すべき条項を含んでいる³⁷。また、スウェーデンの法律で特徴的なことは、枠組み法が多いことであり、医療や社会福祉に関する法律でも、地方自治体の役割を大まかに定めているだけで、国の政策方針に沿った範囲では、県や市町村が解釈や運用を自由に行っていくことが認められている。

社会サービス法は障害者福祉に関する市町村の責務を定めており、その地域に住むすべての人が必要な支援を受けられるように市町村に最終的な責任を負わせている。障害者の社会参加のための治療や訓練は県の義務であり、これらは「保健・医療サービス法」の附則として規定されている。

(財源)

障害者福祉は、主として市町村の責務となっている。先にみたとおり、障害者福祉の市町村支出に占める割合は、2003 年度の場合、9.8%である。障害者福祉関連支出を含む社会福祉関連支出の財源は、80%以上が地方税収、国からの補助金が 10%程度、利用者料金は 4%程度である。

関連法における国と地方の分担³⁸

1993 年の「機能障害者に対する支援サービス法」(Lag om stöd och service till vissa funktionshindrade : Act Concerning Support and Service for Persons with Certain Functional Impairments) は枠組み法とは異なる権利法であり、機能障害者の権利を拡大した。同法の中で最も重要な要素の一つは人的支援サービスを得る権利である。これは地方自治体が支援を行う人を手配するか、支援を行う個人に対する支払いを行うかのどちらかを要求することができる権利である。ただしこのサービスは 65 歳以下の者に限られている。同法により機能障害者が享受する権利を有する支援サービスとして下記のもので定められている。

³⁷ Swedish Institute (Jan 2006)“Swedish disability policy-Fact Sheet on Sweden”より

³⁸ アグネ・グスタフソン著・自治体国際化協会訳 (2004) 『スウェーデンの地方自治』より引用

- ・ 在宅介護サービス又は個人アシスタント等によって機能障害者が居住する住居内で支援サービスを受けることができる障害者に適応した住居の提供
- ・ 1日24時間職員にアクセスできる住居を希望する障害者、またその必要がある障害者のためのグループホーム又は特別住居の提供
- ・ 在宅介護サービス、具体的な介護又は個人的なケアとしての在宅介護サービスの提供
- ・ レクリエーション、遠足、買い物、社会的交流の可能性を与える同行者の提供
- ・ 家族等近親者にケアされている場合、自宅での交代者又は短期住居の提供
- ・ 機能障害のため昼間に時間が空いている障害者のための職業や活動の提供
- ・ 社会的交流を必要としている障害者のための連絡担当者の提供
- ・ 同法の施行に伴い、国から市町村に対し特定目的補助金が交付されている。

1993年の「支援給付法」(Lag om assistansersättning : The Assistance Benefit Act)は、1週間当たり20時間以上の支援が必要な場合は国がその経費を負担し、20時間以下の支援で十分な障害者に関しては地方自治体はその経費を負担することを定めている。

1999年の「障害者の職場における差別禁止法」(Prohibition of Discrimination in Working Life of People with Disability Act)は、障害を持つ人に対する職場及び労働環境における差別を排除するために定められた法律で、職場における差別にはどのようなものが該当するのかを明確にし、そのような差別を行うことを禁止している。

国の地方出先機関レーン府は、「社会サービス法」や「機能障害者に対する支援サービス法」「支援給付法」等に基づき、管内の市町村や県における障害者福祉サービス計画の改善を支援し、将来的なニーズに対する支援を開始する等の役割を担っている。更にこのような法律に準拠した障害者個人の権利に関して、県や市町村に対し法的拘束力のある判断を行い、罰金等のペナルティを科す等の監督機能も担っている。

国の機関として、社会庁は障害者福祉部局を有しており、県の保健・医療サービスの提供状況を監督し、相談・支援業務や、サービス提供状況の評価、レポートの作成、統計の整備等を行う。

1994年に障害者オンブズマン(Handikappombudsmen : Disability Ombudsman)が各地域に設置され、国連基本ルールがスウェーデンで順守されているかどうかの監視の任務を担っている。1994年「障害者オンブズマン法」において、公共部門はオンブズマンに対して情報提供を拒否したり、オンブズマンとの交渉を拒否したりすることができないこととされている。

住居サービス

スウェーデンでは法律に基づき3つの障害者用の公的住居形態を定義している³⁹。

- グループホーム
- サービスハウス
- 個人適合住宅 (an adapted home of your own)

個人的アシスタントによって支援される住居形態で、特に障害の程度が重度の機能障害者用の住居である。

経済的支援⁴⁰

- 障害者年金
- 疾病保険（傷病手当）
- 障害者手当

障害者手当は、機能障害者に対し機能障害の原因となっている傷病の治療コストを補填するために支給される手当で、16歳から64歳までの障害を持つ人に支給される。この手当は、身体若しくは精神機能が減退する障害が少なくとも1年以上の期間に渡って継続し、日常生活や労働をするために時間のかかる手助けが必要な程度の障害が確認されるか、若しくは日常生活に実質的なコストがかかる場合に支給される。ただし、病院、特別住居、グループホーム等で介護を受けている人に対しては支給されない。一方、盲目の人や重度の聴覚障害を持つ人には必ず支給される。手当の支給額はどの程度の支援をその人が必要とするかで異なってくる。なお、障害者手当は課税対象とはならない。

障害児介護手当

機能障害を持つ16歳未満の子どもを持つ保護者が、その子どもの養育のために少なくとも6ヶ月以上特別の注意や介護を継続する場合に支給される手当である。介護費用やその他のコストを補填する金額が支払われるが、介護費用の補填分の手当は課税対象とされている。

³⁹ グループホームとサービスハウスの利用者数については、図表12-44「公的扶助の受給者数の推移」を参照

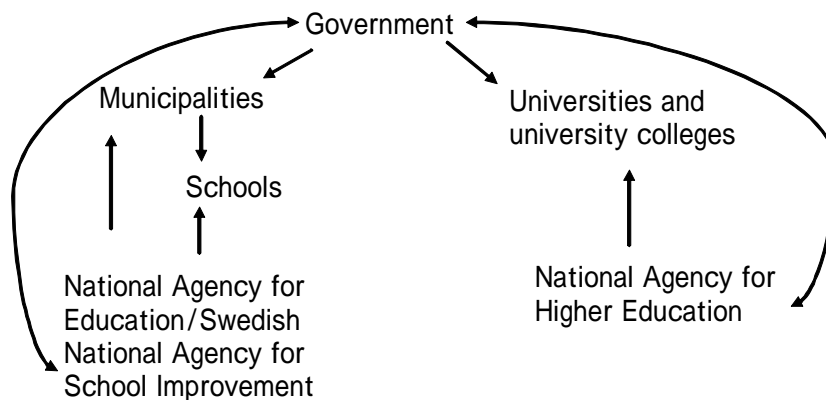
⁴⁰ 障害者年金、疾病保険（傷病手当）、障害者手当については、「4.1 社会保険制度」を参照。

4.3 義務教育（初等・中等教育）⁴¹

（実施主体・根拠法令）

スウェーデンにおいて、義務教育実施の責務を負っているのは、市町村である。高等教育と研究は国が所管している。

図表 12-49 各学校運営の責任体制



（出所） Ministry of Education, research and Culture 提供資料より

義務教育も含め、スウェーデンの学校教育の根拠となっているのは教育文化省が所管する教育法（Education Act）⁴²である。

現在の統一的な学校制度は、1962年の基礎学校（Grundskola＝義務教育学校＝初等・中等教育学校）の設立に始まる。また、この年に全国を統一的にカバーする「基礎学校学習指導要領」（Läroplan）が策定された。その後、1971年の高等学校（Gymnasieskola）の設立を経て概ね現在の制度に至っている。

（内容）

学校教育は義務教育とそれ以外の教育に大別される。義務教育には、基礎学校、サーメ人学校、特別学校（重度の障害児のための学校）がある。義務教育以外の教育には、就学前学校⁴³、高等学校（3年）、大学、成人教育、職業訓練学校がある。

義務教育は、7歳から16歳の国民が義務として受けなければいけない。義務教育サ

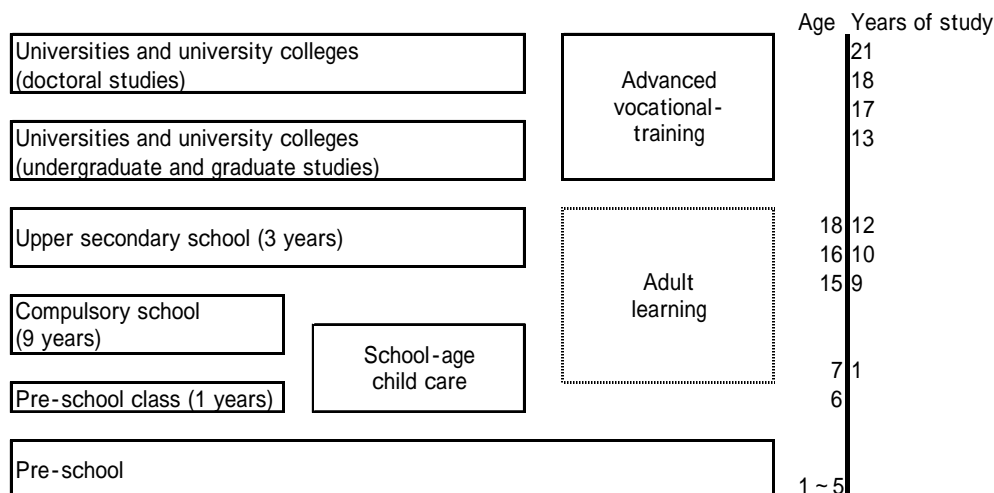
⁴¹ アグネ・グスタフソン著・自治体国際化協会訳（2004）『スウェーデンの地方自治』および、インタビュー調査をもとにまとめた。

⁴² <http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/02/15/38/1532b277.pdf> より入手可能。

⁴³ 1996年に社会省から教育文化省へ所管が移管された。

ービスはすべて無料である。日本では授業料以外の副読本や給食、通学費用などは有償だが、スウェーデンにおいては、授業、教材、給食、学校における健康管理やスクールバス費用など、生徒やその保護者の負担は一切ない。

図表 12-50 スウェーデンの教育システム



(出所) Ministry of Education, research and Culture 提供資料より

国は、教育文化省所管の学校庁 (Skolverket : 英文表記は National Agency for Education) を通じて、全国の教育レベル水準をそろえるために、統一的な学習指導要領や評価方法は設定する。そのために、基礎学校第 5 学年と第 9 学年には、全国統一の到達度テストを実施している。

市町村は、全国統一の学習指導要領に従って学校計画 (Skolplan) を作成し、議会の承認を得なければならない。学校計画には、予算、組織構成、学校の活動、評価の概要が含まれる。各学校の校長は、各学校の活動計画を、統一カリキュラムと学校計画に従って、教師その他の学校関係者と協議して作成する。

なお、義務教育では市町村境界を超えて学校を選択する自由は認められていない。しかし、市内において、公営、民営のどちらの学校を選択しても教育費は無償である⁴⁴。

教育文化省の担当者の発言

- ・ 首都圏では、特に優秀な移民世帯の子息が民営の学校に集中し、他方で地元にはそれ以外の子息が通学するなど、格差問題が生じている。

⁴⁴ 高等学校レベルでは、生徒は、自分の居住する市町村の高等学校で希望するプログラムが提供されていない場合には、他の市町村の高等学校で履修することができる。この場合には、居住している市町村から、生徒が当該プログラムを履修する市町村に対して、費用の補償が行われる。学校は毎年の運営コストを開示しており、その中で生徒一人当たりのコストも算定・公表しており、その費用などを基に受け入れ先候補の自治体と協議して、受け入れ可否とコストを調整することになっている。

図表 12-51 義務教育における最低学習時間

美術	230時間
家庭経済	118時間
保健体育	500時間
音楽	230時間
繊維・木工・金属工芸	330時間
スウェーデン語	1,490時間
英語	480時間
数学	900時間
地理、歴史、宗教、社会(計)	885時間
生物、物理、化学、技術(計)	800時間
選択外国語	320時間
生徒の選択	382時間
合計	6,665時間
(うち学校の選択)	600時間

(出所) アグネ・グスタフソン著・自治体国際化協会訳 (2004) 『スウェーデンの地方自治』より

教育文化省の担当者の発言

- ・ 国は、基礎教育の基本的指針を規定している学校法、学習指導要領や科目要綱を通じて教育水準の維持を図っている。
- ・ また、教育水準、内容を監視する機能を持っており、地方にある5つの局を通じて評価活動を行っている。評価では、教師、生徒、両親などへの聞き取り調査も行われている。
- ・ なお、一部において教員不足の問題が生じており、就学前教育を担う教師が義務教育の教壇に立つなどのケースがある。教師のステータスが近年低下しており、教員不足がその背景にある。これを踏まえて現在、国では教員認定制度の創設を検討している。
- ・ 国から地方自治体に対して出向するなどの人的な統制は無い。国としての役割は、チェックである。

地方分権と補助金改革

1991年、義務教育学校の運営責任が国から市町村へ移され、この時、教員の採用や給与に関する権限も市町村に移された。

1993年には、特定補助金から一般補助金主体への補助金改革が行われ、市町村は、補助金をどのような配分するかという権限も手にすることとなり、教育の分権化が推進された。

先に見たとおり、義務教育関連支出は、市町村歳出の約18%を占める⁴⁵。教育関連支出は、主として、地方税及び一般補助金で賄われる。

⁴⁵ 就学前学校などの支出も含め、2003年度の場合、市町村歳出の42.0%を教育関連支出が占めている。

図表 12-52 義務教育学校別の費用構成

	Total expenditure	of which			
		Tuition	Premises fixtures and fittings	School meals	Teaching materials equipment school libraries
Principal organiser					
All principal organisers					
Total, SEK thousand	69,817,557 ¹⁾²⁾	35,949,222	13,834,915	4,204,178	2,784,925
Proportion (%)	100.0	51.5	19.8	6.0	4.0
Expenditure per pupil, SEK	67,300	34,700	13,300	4,100	2,700
Municipality					
Total, SEK thousand	65,220,874	33,510,314	12,908,325	3,874,927	2,534,369
Proportion (%)	100.0	51.4	19.8	5.9	3.9
Expenditure per pupil, SEK	67,300	34,600	13,300	4,000	2,600
Sami school					
Total, SEK thousand	33,133 ¹⁾	9,459	8,512	2,565	1,957
Proportion (%)	100.0	28.5	25.7	7.7	5.9
Expenditure per pupil, SEK	96,500	27,500	24,800	7,500	5,700
Independent schools					
Total, SEK thousand	4,408,568 ²⁾	2,350,171	890,553	317,650	236,470
Proportion (%)	100.0	53.3	20.2	7.2	5.4
Expenditure per pupil, SEK	67,500	36,000	13,600	4,900	3,600
International schools					
Total, SEK thousand	132,981	69,365	23,537	7,872	10,423
Proportion (%)	100.0	52.2	17.7	5.9	7.8
Expenditure per pupil, SEK	74,000	38,600	13,100	4,400	5,800
National boarding schools					
Total, SEK thousand	22,001	9,914	3,988	1,164	1,706
Proportion (%)	100.0	45.1	18.1	5.3	7.8
Expenditure per pupil, SEK	85,800	38,600	15,500	4,500	6,700

(出所) National Agency for Education http://www.skolverket.se/content/1/c4/37/17/TAB31A_eng.xls より

図表 12-53 義務教育学校の地域別費用構成

	Total expenditure	of which		
		Tuition	Premises fixtures and fittings	School meals
Municipality groups				
All municipalities	67,300	34,600	13,300	4,000
Big cities	78,900	40,500	16,900	3,900
Suburban municipalities	66,800	33,700	13,500	3,900
Larger towns	65,400	33,900	13,100	3,800
Medium-sized towns	63,600	33,000	12,100	4,000
Industrial municipalities	65,000	34,200	11,700	4,300
Rural municipalities	65,200	33,700	12,500	4,000
Sparsely-populated municipalities	77,700	38,200	14,900	5,200
Other larger municipalities	64,000	32,300	12,600	4,200
Other smaller municipalities	67,100	34,300	12,600	4,200

(出所) National Agency for Education http://www.skolverket.se/content/1/c4/37/17/TAB31A_eng.xls より

教育文化省の担当者の発言

- 1991年の改革は、基礎教育に関する諸権限を国から市町村に委譲しようとするもので、かつては、国が一括して教師を採用し、給与も国が決めていたが、現在は、それらは市町村が所管している。実際のサービス提供主体である市町村において採用された方が良い、という考え方が教師の側にあり、また、それにより合理的な給与交渉も可能になる、との考え方もあった。
- 改革により、教材の調達も市町村が行うようになった。かつては国の機関である調達センターを通じて、教材の調達を行っていた。
- 1991年の改革以降は、民間が学校経営に参入することが認められているが、教育に係る授業料は、公営、民営共に無料である。
- 一般補助金は、様々な係数（住民数、過疎度、社会問題（主として移民問題の有無）、通学事情）を根拠に算定・配分されるものである。
- 特定補助金は、現在は教師の質を高めることを目的とした補助金を実施されているが、この「特定補助金」は通常は政治的なもので、政権与党の公約実現のために実施されている。
- なお、学校建設や大規模補修などの大規模の支出であっても国は地方に対して財政的な支援は行わない。それらは地方自体が自らの財源、財政計画を通じてまかなうことを基本としている。ただし、過疎地域における学校の統廃合に要する費用の一部を国が補助する場合があるが、全額ではなく一部である。
- 教育の地方分権化の成果についての評価は国として実施していない。統一テストの結果は、ここ5年間で、若干下がったといわれているが、このことと改革との関係は指摘されていない。
- しかし、民営の学校は相対的に公営のものと比較して、優秀な学生を輩出しており、コストも安い、と自負しているようである。この点については、優秀な学生を集めただけで、学校教育の成果のみでは説明できないのではないか、との意見もある。
- いずれにせよ、分権改革、民間開放と教育の成果との関連についての評価は実施していない。今後の課題である。
- しかし市町村にとっては、民営の学校の進出により教育費の配分調整が以前よりも困難になっている。児童が公営、民営のどちらを選択するのかについて事前に正確に把握できないからである。

参考文献

- ・ アグネ・グスタフソン著・自治体国際化協会訳（2004）『スウェーデンの地方自治』
- ・ 厚生労働省委託調査『スウェーデンにおける公的扶助制度に関する調査報告書』2003年
- ・ 厚生労働省『2003～2004年 海外情勢白書』
- ・ 厚生労働省「スウェーデンの年金制度の概要」（2005年7月）
- ・ 厚生労働省委託調査『我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告書』2004年
- ・ 財務省財政制度等審議会財政制度分科会財政構造改革部会中間報告(2001.6.8)資料
- ・ 財務省財務総合政策研究所「地方財政システムの国際比較報告書」（2002）
- ・ 衆議院『衆議院 EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団報告書』（2004）
- ・ 土居丈朗・林伴子・鈴木信幸『地方債と地方財政規律』内閣府経済社会総合研究所 ESRI Discussion Paper Series No.155、2005年9月
- ・ 藤井威(2002)『スウェーデンスペシャルⅠ』新評論
- ・ 藤井威(2003)『スウェーデンスペシャルⅢ』新評論
- ・ Anna H. Glengård, Frida Hjalte, Marianne Svensson, Anders Anell, Vaida Bankauskaite (2005),”Health System in Transition Sweden”
- ・ City of Stockholm, “Annual Report 2004”
- ・ ESV (The Swedish National Financial Management Authority)
- ・ EU (2006) ”Social protection in the Member States of the European Union, of the European Economic Area and in Switzerland”
- ・ Invest in Sweden Agency (Aug 2004), “Labor Costs in Sweden-Fact Sheet on Sweden”
- ・ Ministry of Education, Research and Culture 提供資料
- ・ Ministry of Finance (2005) “Local Government in Sweden”
- ・ Ministry of Finance and Swedish Association of Local Authorities and Regions (2005) “Local Government financial equalization in Sweden”
- ・ Ministry of Health and Social Affairs / National Social Insurance Board, “The Swedish National Pension System”
- ・ Swedish Association of Local Authorities and Regions (2005) , “The Economy Report – May 2005”
- ・ Swedish Association of Local Authorities and Regions (2005) , “Local Government Financial Equalization in Sweden”
- ・ Swedish Institute (Jan 2004) “Social Insurance in Sweden-Fact Sheet on Sweden”
- ・ Swedish Institute (Sept 2004)“Childcare in Sweden-Fact Sheet on Sweden”
- ・ Swedish Institute (April 2005)“Swedish family policy-Fact Sheet on Sweden”

- Swedish Institute (May 2005) "Policy for the elderly-Fact Sheet on Sweden"
- Swedish Institute (Jan 2006) "Swedish disability policy-Fact Sheet on Sweden"
- Social Protection in the Nordic Countries 2003
- Statistics Sweden
- The Swedish Institute, "Local Government in Sweden", March 2005
- US the Office of Policy(2004), "Social Security Programs Throughout the World, Europe"